

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 4 回海田町議会 9 月定例会（第 1 日目）

平成 1 7 年 9 月 7 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	4
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
	（ 3 ） 報告第 5 号 損害賠償額の決定について	
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	1 3
日程第 5	承認第 4 号 専決処分をした事件の承認について	
	（平成 17 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号））…	1 5
日程第 6	認定第 1 号 平成 16 年度決算の認定について……………	1 8
日程第 7	認定第 2 号 平成 16 年度海田町水道事業会計決算の認定について…	2 7
日程第 8	一 般 質 問……………	3 1
	（延 会）……………	8 8

平成17年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年9月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月7日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
- な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	池 乃 本 和 弘
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事（行政改革担当）		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所	長	木 原 晴 彦
監 理 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部 次	長	新 浜 憲 治

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。開会に先立って、本日、議場の空調が壊れておりまして暑うございますが、しばらくご辛抱いただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成17年第4回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、渡辺君、6番、桑原君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月9日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月9日までの3日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております。その主なものについて報告いたします。7月1日から2日まで議会広報広聴調査特別委員会が、7月19日から20日まで建設産業委員会が、7月28日から29日まで総務文教委員会が、同じく7月28日から29日まで福祉厚生委員会が所管事務県外調査をされ、それぞれ委員会報告書が提出されていますので、ご参照ください。次に、7月27日に国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に副議長が出席しております。

次に、7月27日に海田地区消防組合臨時会が開催されていますので、海田地区消防組合議員の崎本君から報告を求めます。崎本議員。

○12番（崎本）ただいま、議長から指名がございましたので、7月27日に開かれた、平成17年第3回海田地区消防組合議会の臨時会の報告をさせていただきます。

提出事件は、専決処分の承認2件、条例改正議案1件でした。まず、承認第3号は、専決処分をした事件の承認についてで、広島県市町公務災害補償組合理約の変更についてでした。内容は、第6条の組合議員の任期を2年から4年に改め、第11条第3項の監査委員の任期を2年から4年に改め、別表の組合の構成団体を変更するもので、5月30日に専決処分されたものでございました。承認第4号については、同じく専決処分をした事件の承認についてで、広島県市町退職手当組合理約の変更についてでした。内容は、第5条の組合議員の定数を12人とし、その構成を市・町の長及び議長からそれぞれ3名ずつを充てるものとする。第6条でその任期を2年から4年にし、第9条第1項で副組合長を3人から1人に変更し、第11条第4項で監査委員の任期を2年から4年にし、別表の組合の構成団体を変更するなどの改正をするもので、5月30日に専決処分されたものでした。第4号議案、海田地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防法の改正に伴い、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を定める等、所要の改正を行ったものでございます。それぞれ全会一致で承認、可決されております。

なお、関係資料は議会事務局で保管をしておりますので、ご参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（原田）続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げ

げます。

初めに、行政改革大綱策定後の行政改革実施計画及び財政健全化計画の取り組み状況でございますが、行政改革大綱理念に基づく100項目以上の改革取り組み事項をまとめた実施計画（案）並びに持続可能な財政基盤の構築を図る財政健全化計画（案）がこのたびまとまりましたので、活性化委員会におきましてご意見をいただいたところでございます。議員の皆様方には近々にご報告させていただく予定となっております。

次に、広島県の分権改革推進計画に伴う権限移譲事務の状況でございますが、去る7月6日に事務移譲具体化協議会が設置され、今後は各専門班で協議を進めていく予定でございます。

続きまして、海田町活性化委員会でございますが、第5回委員会を8月30日に開催し、先般公募した5名の委員の方々にも新たに加わっていただき、行政改革実施計画（案）及び財政健全化計画（案）について議論いただいたところでございます。

次に、「町長のぶらり訪問（海田町を語る会）」でございますが、6月27日に株式会社ユアーズを、7月28日に海田町社会福祉協議会を、さらに8月23日には海田町食生活改善推進協議会を訪問いたしました。その中で企業やボランティア団体の方々から、駅前の活性化や各種団体の交流拠点の必要性、また、日ごろの食生活の重要性などについて多数のご意見やご提言をいただきました。

また、7月28日に第2回海田町タウンミーティングを開催し、「かいた七夕さん」実行委員会の方々から、独自性のある祭りを通じたまちの活性化等について様々なご意見やご提言をいただきました。これらの貴重なご意見等につきましては今後の行政運営にできるだけ反映させてまいりたいと考えております。

続きまして、海田町町内循環コミュニティバスの実験運行でございますが、7月10日をもって約2カ月間の運行を終了いたしました。この間、合計3,945人、1日平均約80人、1便当たりにして11人の利用がございました。その後、7月22日から8月23日の間に町内循環コミュニティバス検討委員会を3回開催し、今後の運行の可能性や運行ルート、運行時間帯等について議論いただいたところでございます。この結果、委員会としては運行を再開することとする結論に達したほか、運行に当たっては毎日運行とするとともに、停留所の増設等についてご提案をいただいたところでございます。これを受けて、関係機関とも協議を重ねた結果、住民の方々の利便性の向上を図るため、委員会の結論を基本に11月1日から実験運行を再開することとなったものでございます。な

お、実験運行に係る必要経費につきましては今議会に補正予算を提案いたしておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

次に、ＪＲ海田市駅への快速電車停車に係る取り組みについてでございますが、８月19日に海田市駅において「ＪＲ海田市駅に快速電車の停車を実現する会の発起人」の皆様とともに、駅利用者の方々に快速電車停車の早期実現を訴えるチラシを配布いたしました。今後も引続き粘り強く、ＪＲ西日本広島支社に対して、その実現に向け、働きかけていきたいと考えております。

続きまして、今年の梅雨時期の雨の状況でございますが、６月11日の梅雨入りから７月18日の梅雨明けまでの39日間の総雨量は395ミリで、例年より少し多くなっております。そのほとんどが７月になってからのもので、特に７月１日から７月４日までの４日間の降水量は250ミリとなっております。また、昨日の台風14号につきましては、強風や大雨により道路の冠水などの被害が出ておりますが、幸いにも人的被害は起きておりません。被害の応急措置につきましては即刻対応いたしました。本日も職員を動員して被害状況の再確認や復旧作業を行っているところでございます。今後も引続き危険箇所の点検等、防災対策に万全を期して災害防止に努めてまいりたいと思います。

また、９月１日の防災の日には、地震による大規模災害を想定した職員参集訓練を実施いたしました。当日午前６時50分に安芸灘を震源とした震度６弱の地震が発生したと想定し、部長以上の災害対策本部員と町内、船越及び矢野地区に居住する職員など約30名が徒歩または自転車で参集し、７時40分に災害対策本部を立ち上げました。職員参集訓練は今回が初めてでございますが、実際に大規模災害が発生したとき、迅速に災害対策が行われるよう、今後とも訓練を重ね、危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、町税及び水道料金のコンビニ収納につきましては、既に導入している自治体の調査や導入した場合の効果等について検討した結果、納付機会の拡充を図り、納付者の利便性を向上させるとともに、収納率の向上が期待されていることから、平成18年４月から導入することといたしました。そのためには、収納システムの改修や収納代行会社との契約を今年度中に済ませておく必要があることから、導入に要する費用の予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。また、町税の口座振替促進キャンペーンでございますが、５月１日から８月31日までの期間中、2,100件に及ぶ申し込みがあり、税の確実な納付と滞納の未然防止を目的としたキャンペーンは、予想を大きく上

回る成果が得られたと考えております。なお、申し込みの増加に伴う図書カード追加の予算を計上していますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本町の第2期介護保険事業計画に基づく介護老人保健施設として山本整形外科病院によりユニット型個室50床の機能を備えた施設が堀川町の山本整形外科病院北側に平成18年4月のオープンを目指し、建設工事が始まっております。

次に、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンでございますが、6月26日に海田町公衆衛生推進協議会及び自治会連合会との共催で、瀬野川などの河川を中心に町内一斉の清掃奉仕作業を実施いたしました。当日は、町内全域で約3,800人の皆さんに参加いただき、空き缶等のごみが一掃され、大変きれいなまちになりました。今後も「きれいな町海田」をつくるために、引続き町民の皆さんに環境美化活動へ積極的に参加いただくようお願いいたします。

続きまして、アスベスト問題についてでございますが、アスベストと健康被害の因果関係が明らかにされたことから、社会問題化し、国や県では相談窓口を設置されました。本町では保健センターを健康相談の窓口とし、広島地域保健所海田分室と連携をとり、住民の健康相談に対応しています。また、全公共施設の調査につきましては、設計図書及び目視による調査を行いました。その結果を踏まえ、関係部課長によるアスベスト対策班を設置し、国の検査指針に基づき、再度全施設の設計図書の確認及び実際の使用箇所の現地確認を行った結果、吹きつけ材についてアスベスト含有の可能性のある10施設の16カ所について検査を行うこととしております。なお、これに伴う補正予算を今議会に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。今後も国や県からの情報収集に努め、アスベスト問題に対応したいと思います。

続きまして、広島ガステクノ株式会社産業廃棄物処理施設の状況につきましては、広島ガステクノ株式会社より、平成17年7月15日、建築基準法に基づく事前協議書が提出されましたので、同8月2日、広島県に対して、地域住民の理解が得られるようにすること等の意見書を添えて広島県に進達いたしました。その後、8月29日に本協議書が提出されたところです。

最後に、水道の赤水の発生についてご報告申し上げます。8月上旬から、町内の一部において赤水が発生しました。当初は局部的なものであると判断しておりましたが、次第に範囲が広がってきましたので、2度にわたり、大がかりな洗管作業を実施するとともに、国信浄水場系、蟹原浄水場系の配水量を調整しながら解消に努めております。町

民の皆様にはご迷惑とご心配をおかけし、心からおわび申し上げます。現在、その原因の究明に努めておりますが、いまだに特定できておりません。今後は、この事象を教訓として施設の維持管理に万全を期してまいります。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告 1 件、諮問 1 件、承認 1 件、決算認定 2 件、条例改正 2 件、補正予算 4 件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原田）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第 5 号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第 5 号、損害賠償額の決定について。町民センター敷地内で発生した車両損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、報告第 5 号、損害賠償額の決定についてご説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。この損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をし、同条第 2 項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。債権者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんで、損害賠償額は 13 万 400 円でございます。専決処分年月日は平成 17 年 6 月 29 日でございます。

事故の概要でございますが、平成 17 年 6 月 6 日午後 2 時 10 分ごろ、海田東小学校プール裏の町民センターの駐車スペースにおきまして、教育委員会所管のファミリアバンが駐車場から出るため後退していたところ、両側に車が駐車していたため、左側に駐車している車に気をとられ、右側に駐車中の〇〇さん所有の車の左後部フェンダーに公用車の右後部が接触したものでございます。本案件は、駐車中の車に対し接触したものであり、過失割合は当方 10 割とし、相手方の損害額 13 万 400 円と決定したものでございます。これにより、専決処分の後、相手方との示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われます損害賠償金につきましては財団法人全国自治協会の自動車事故共済金から全額補てんされるものでございます。また、当該職員につきましては 6 月 7 日に嚴重注意処分を行い、再発の防止を図ったところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今、町民センター裏の駐車場ということだったんですけれども、あそこは1列駐車をいたしますと、左側に注意をしたからこちらとおっしゃいましたけれども、あそこの駐車管理はどうなっていたんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）当日、自主講座である社交ダンスの講座があったようでございまして、通常の駐車スペースに加えて、東広バイパス沿いの擁壁の方にも縦列で駐車をされていたために、満車の状態でした。ですから、その中をバックで後退されておりましたので、そのうちのプール側の駐車の仕方が少し前部側が前に飛び出たような状態がありまして、それに気をとられて、右側の擁壁に縦列した車に気がつくのがおくれたために接触したものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、質疑をしたんですけれども、そのスペースは本来の駐車以外に東広バイパス側に駐車をいたしますと、出入りが厳しいわけですね。ですから、ちゃんと、駐車をされるとき管理はどのようになされていたのでしょうかという質問です。

もう1点、2時10分ごろ事故発生ということでしたけれども、総務課の方に報告があったのは何時ごろでしょうか。2点です。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）当日の駐車場の管理についてでございますが、先ほど申しましたように、社交ダンスの自主講座でございますので、近隣の市町の方からも来られることから、定期的に開かれている講座でございますので、駐車をできるだけさすような形で、一時的な使用になりますので、とめられるだけはとめさせるというようなことにしております。

続いて、2時10分ごろの事故発生後ですが、正確に時間を私の方も覚えておりませんが、事故後直ちに連絡が入って、私どもの方も現地の方へ確認にすぐ参りました。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今回の件は事故後すぐ報告ということでした。それは規約といたしますか、町の公用車を事故したときにはすぐ報告で、事故して車がくぼんでいる場合にも、修理に出すまではそれは使用なさるんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）それは相手方の車でしょうか、公用車でございましょうか。

○議長（原田）西山議員、1回だけ許します。

○9番（西山）公用車です。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）公用車につきましては、すぐに修理の手続きをしたものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、説明を聞くと、100%手落ちがあるということですね。やむを得ん場合があったのかもしれませんが、今後、注意をしていただきたいと思います。今、西山議員が尋ねた公用車の件ですが、相手方については損害賠償でこうして出てくるわけですが、自分のところのそういう100%手落ちがあって、その公用車の処理についてどういう扱いでなされておるのか、どういう処理をされているのか、これをお尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）公用車の損害につきましても、先ほど申しましたように、保険の方から全額対応しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、ここに13万何がしか以外にそれはあるということですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）そうでございます。相手方に対しましては13万400円でございますが、公用車の損害については4万600円でございます。合わせて双方の損害の合計としては17万1,046円でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。起こるときは起こると思うんですけども、私も運転はもう30年なんですけれども、いろんなところの駐車場へ行きますけれども、役場のこの本庁もそうですけれども、狭いところもあるし、ゆとりのある駐車場もいろいろあります。やっぱり常日ごろから車の出入りの状況、そのときに全くすいているときもありますけれども、込んでいるときもあるということで、役場の車はかなり数がありますから、それでまた、出るときなんかは込んでいれば私もゆっくりするんですが、周りの状況で、何ぼベテランでも幅とかというのがありますから、急いで出たりしたらぶつける

こともあるんですから、ゆとりを持って。それから、教育ですね。安全運転、出入りとか。処分もあれですけども、常日ごろからゆとりを持ってよく確認をして出入りするという運転教育、そういうようなこともやっていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）三宅議員のおっしゃるとおりでございまして、基本的に公用車運転の申し入れをする際には必ず安全運転を行うようにという声かけも励行しているところですが、人間の不注意と申しますか、うっかりとしたミスについてなかなか事故が根絶できない状況が続いておりますので、誠にその点については申し訳ないと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）1点質問いたします。今の説明を聞いていますと、役場の職員を厳重に処分したと。どんな処分をしたんですか、具体的に。今まで役場の職員の方は事故が発生しても処分したようなことは余り聞かなかったんですが、今の説明では役場の職員を厳重に処分して再発防止を図ったというような説明があったんですね。どんな処分で、それが具体的にどういう効果があるんでしょうか。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）この事故につきましては、教育委員会の事務局職員が起こした事故でありますので、その処分につきましては町部局と協議しまして、その内容から見て、過去の例を踏まえて、教育長の方から口頭による厳重注意をしたということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今まで厳重注意とか、しかったとか、何かそういう処分の仕方がいろいろあるわけです。正式な厳重注意だったら、ペーパーをやってちゃんと厳重注意の処分を受けるわけです。訓告、戒告とかいったら、それこそ履歴に残るわけですね。そういうのではなくて、ただ口先だけで、気をつけろと言うだけで厳重処分したという。本当の意味の行政処分ではないんじゃないかと思うわけです。今回、職員の人も厳重な処分をして再発防止を図ったというのは初めてのことだと私は思っているわけです。だから、どういう形式の処分をして、それがどういう効果があらわれると思っておられるのか、その辺を聞きたかったわけです。

○議長（原田）総務課長。

お伺いするものでございます。候補者の氏名は佐々木登貴子さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。現人権擁護委員であります久保正弘さんの任期が平成17年9月30日をもって満了となることに伴いまして、77歳という高齢であることから、再任が難しいため、新たに佐々木登貴子さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱をするものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第11条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及・高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、佐々木登貴子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。職歴でございますが、昭和43年8月に町職員として採用され、住民課、厚生課、施設整備課、財政課、保険課、税務課に勤務され、平成9年10月から民生部福祉課に勤務され、女性・児童問題、男女共同参画問題、児童虐待問題に携わっておりましたが、平成17年3月31日に定年により退職されておられます。このように、町職員として36年有余の長きにわたる実績や、人権にかかわる実務経験などを踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第1号について採決を行います。お諮りします。

本件については、佐々木登貴子さんを適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については佐々木登貴子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、承認第4号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第4号、専決処分をした事件の承認について。専決処分をした事件の承認につきましては、平成17年度海田町一般会計補正予算（第3号）として、歳入歳出それぞれ1,019万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,400万7,000円とするものでございます。議会を招集するいとまがないため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）承認第4号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。

議案の方の3ページをお願いいたします。専決処分の内容でございますけれども、平成17年度海田町一般会計補正予算（第3号）について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございます。専決処分の日でございますけれども、平成17年8月12日でございます。内容につきましては、今回の衆議院選挙に係る選挙費用について補正を行ったものでございます。

それでは、お手元にお配りしております資料1の平成17年度補正予算説明書に従いまして、歳出の方からご説明をさせていただきます。資料1の2ページをお願いいたします。総務費の選挙費の衆議院議員選挙費であります。報酬につきましては投票管理者等の報酬として87万9,000円、職員手当等につきましては職員の時間外手当等として606万3,000円、賃金につきましては臨時職員の賃金として13万9,000円、需用費につきましては選挙事務用品などの消耗品や投票立会人用の食糧費、選挙チラシや入場券の印刷製本費として合わせて75万1,000円を、役務費につきましては入場券の郵送料などの通信運搬費と計数機、交付機の点検費用の手数料合わせて141万9,000円、委託料につきましてはポスター掲示板の設置撤去委託料、投票用紙分類機管理委託料、選挙チラシや選挙公報新聞折込料などの合わせて92万4,000円、使用料及び賃借料につきましては第3投票所での冷房機、スポットクーラーでありますけれども、その借り上げ料として1万

6,000円を、それぞれ増額するものでございます。次に、1ページをお願いいたします。1ページの歳入でありますけれども、先ほどの歳出に対応するため、選挙費用として同額が県支出金の選挙費委託金として交付されますので、衆議院議員総選挙費委託金1,019万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。議案の方の5ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億8,400万7,000円とするものでございます。

以上で、承認第4号、平成17年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）委託料の今の看板じゃどうのこうのと言われたんじやが、参考までに聞いてみるんじやが、このたびの台風で昨日皆撤去されましたのう。それで、一たん持って帰ってまたけさやられたんじやが、ああいう場合はどうなるか、教えてもらいたい。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）当初の予定では台風を予定しておりませんでしたので、撤去費用関係は予定しておりませんでした。ですが、今回、台風の影響があるというので、これは予算流用でもって対応させていただいております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）いや、予算流用はわかるわけよ。業者が今の入札でとられたんでしょう。業者が入札でとられたから、1回分はそれは入札でとった金額ですね。だけど、災害や何じゃかんじやで特別ですよ。特別で撤去したら、また予算内でその倍払うか、それとも業者がそのままやらにゃいけんもんか、そこの内部の詳しいことを教えてもらえば結構です。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）契約内容の変更でございます。さっき申しましたように、当初はそういうふうな台風被害等は想定していなかったということで、それについては委託業務の中に入っておりませんでしたので、追加で、今回については一たん撤去して、それからまた新たに設置するという業務を追加し、変更契約を行うものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）ということは、極端に言えば、聞くのは、倍の仕事をするけん倍額かということ、そこまで出るか、それとも業者との話し合いで協議して決めるか、そこを私は聞きます。その費用がこれで間に合うか、そこらもちょっと。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回の措置につきましては緊急避難的に対応させていただいておりますので、今回のこの補正額の中には含んでおりません。これについては今回、撤去、それから再設置については、候補者のポスターを張っていたのに撤去し、それをさらに据えつくと。ですから、足場とかということはそのままになっておりますので、それに係る費用については、財政課長から申し上げましたように、流用で対応させていただきたいと考えております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）関連するんですけれども、この流用する費目、どこから流用するのかというのと、これは恐らく町の方で撤去しておきなさいという判断をされたと思うんです。ということは、思うんですけれども、これは全額町の負担で、流用費目ですね、それを全部一般会計のどこかの費目から持ってくるのか、それとも、撤去費用は県の方からまたいただけるのか、それを先に教えてください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、流用する費目でございますが、職員の職員手当、これについて、余るといいますか、開票時間が早まる場合もございますので、そこらあたりを財源としたいと考えております。費用について委託金の中に入るかというご質問でございますが、今回、急な措置でございますが、実は対応についてはこの週辺市町と協議をしていきながら対応させていただきましたが、まだ財源措置については県と協議を進めておりません。今後の協議になろうかと思っておりますので、そこらあたりはもうしばらく様子を見たいと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第4号について

て採決を行います。お諮りいたします。

承認第４号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第４号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第１号及び第２号については、決算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

日程第６、認定第１号、平成16年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第１号、平成16年度決算の認定について。平成16年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の承認をお願いするものでございます。

提出に当たり、平成16年度決算収支の概要を報告いたします。平成16年度は、一般会計決算額は、歳入総額93億7,037万4,000円、歳出総額91億8,566万3,000円で、歳入歳出差引きは1億8,471万1,000円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度に繰越すべき財源1,674万5,000円を控除した実質収支は1億6,796万6,000円となりました。公共下水道事業特別会計についても、歳入総額18億4,522万7,000円、歳出総額17億8,846万4,000円で、実質収支は5,676万3,000円の黒字となっております。国民健康保険特別会計につきましても、歳入総額24億4,834万3,000円、歳出総額24億3,840万2,000円で、実質収支は994万1,000円の黒字となりました。老人保健特別会計につきましても、歳入総額21億5,840万5,000円、歳出総額22億279万5,000円で、実質収支は4,439万円の赤字となりました。そのため、平成17年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰り上げ充用の措置をとっております。介護保険特別会計につきましても、歳入総額10億6,487万7,000円、歳出総額10億5,484万9,000円で、実質収支は1,002万8,000円の黒字となりました。以上、平成16年度の各会計の決算収支の概要を報告いたしましたが、決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、決算の内容につきましては、平成16年度主要施策の成果に関する説明書によりましてご説明をさせていただきたいと思いますので、ご準備の方をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、まず、3 ページの方をお願いいたします。一般会計からでございますけれども、3 ページの第2 表の一般会計歳入決算額（対前年度比較）によりご説明いたしますけれども、ここの欄外で注記をしておりますけれども、数値につきましては地方財政状況調査表により作成しておりますので、決算書の決算額とは異なるところがありますので、ご了承願いたいと思います。まず、歳入総額でございますけれども、87億2,207万4,000円で、前年度と比較しまして12億2,472万8,000円、12.3%の減額となっております。主な内容につきましては、まず区分の1 款の町税の決算額は40億9,799万4,000円、前年度と比較しまして2,609万1,000円、0.6%の減となっております。法人町民税の増額はあるものの、個人町民税や固定資産税の減少によるものでございます。次に、2 款の地方譲与税につきましては、決算額が1 億2,798万8,000円で、対前年度比5,487万6,000円、75.1%の増加となっております。三位一体の改革により所得税の一部が税源移譲されまして、所得譲与税が創設されたところでございます。次に、10 款の地方交付税につきましては、決算額が3 億5,969万円で、前年度比2 億2,868万8,000円、38.9%の減少となっております。これも三位一体の改革の一環で交付税が見直されたことによる減少でございます。次に、14 款の国庫支出金につきましても、三位一体の改革の影響により3 億5,554万1,000円の決算額で、対前年度比1 億2,585万8,000円、26.1%の減少となっております。15 款の県支出金につきましても、3 億3,162万5,000円の決算額で、三位一体の改革の影響によるものと、平成15年度決算には新世代地域ケーブルテレビ敷設整備事業費補助金が含まれていたことにより、前年度比1 億6,867万5,000円、33.7%の減収となっております。次に、18 款の繰入金につきましては、決算額が2 億5,167万1,000円で、5 億607万9,000円、66.8%の減収となっております。次に、町債につきましては20億1,770万円の決算額で、前年度比2 億7,550万円、12.0%の減収となっております。投資的経費の抑制に伴う起債借入額の減少と、三位一体の改革による臨時財政対策債の減額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。14 ページをお願いいたします。第9 表の一般会計歳出目的別決算額（対前年度比較）でご説明いたします。目的別の歳出につきま

しては、歳出総額が85億3,736万3,000円で、前年度と比較しまして11億9,457万5,000円、12.3%の減少でございます。主な内容につきましては、2款の総務費であります。8億8,032万4,000円の決算額で、前年度比2億2,278万5,000円、20.2%の減額でございます。平成15年度決算には新世代地域ケーブルテレビ施設整備費補助金が含まれていたことが大きく要因しております。次に、3款の民生費につきましては、27億9,857万1,000円の決算額で、5億1,093万4,000円、22.3%の増額となっております。福祉センター建設事業などの増額によるものでございます。次に、4款の衛生費につきましては、決算額5億4,234万円で、5,683万円、9.5%の減少となっております。公共下水道の普及によりし尿処理量が減少したことによる運転経費の減額や、事業の中止による広域不燃物最終処分場負担金の減額などが要因しているものでございます。次に、8款の土木費につきましては、決算額が17億5,462万5,000円で、9億2,847万8,000円、34.6%の減少となっております。街路事業費や総合公園整備事業費などの投資的経費の減額によるものでございます。次に、10款の教育費につきましては、決算額8億2,582万9,000円、対前年度比5億234万4,000円、37.8%の減少となっております。平成15年度決算には小・中学校職員室等エアコン整備事業や海田小学校の給食室建替え事業、図書館増築事業などが含まれていたことによる投資的経費の減額によるものでございます。

次に、20ページの方をお願いいたします。20ページの第11表、一般会計歳出性質別決算額（対前年度比較）についてご説明いたします。歳出の性質別であります。人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費につきましては33億8,311万1,000円で、前年度と比較しまして5,794万9,000円、1.7%の増加となっております。人件費の減少はあるものの、児童手当や乳幼児医療費、心身障害者支援費などの扶助費、また、起債の償還額の増額に伴う公債費の増加によるものでございます。次に、投資的経費につきましては、小計でありますけれども、22億3,906万8,000円で、前年度比10億1,992万円、31.3%の減少でございます。次に、その他の件につきましては、29億1,528万4,000円で、前年度比2億3,260万4,000円、7.4%の減少となっております。維持補修費や老人保健特別会計などへの繰出金の増額はあるものの、物件費や扶助費等の減額によるものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。99ページをお願いいたします。99ページ、平成16年度の歳入状況でございますけれども、歳入総額は18億4,522万7,000円で、主な収入につきましては、使用料及び手数料が3億1,523万円、国

庫支出金が3億円、繰入金が3億6,098万7,000円、町債が6億5,440万円となっております。次の100ページ、101ページをお願いいたします。歳出の状況でありますけれども、歳出の総額につきましては17億8,846万4,000円で、主な支出につきましては、事業費が9億9,486万9,000円、公債費が6億3,604万5,000円となっております。102ページをお願いいたします。16年度に污水管2,609メートルを布設した結果、海田町の下水道は346.5ヘクタールが整備され、9,411世帯が処理可能となり、下水道普及率は79%となっている状況でございます。

次に、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。105ページをお願いいたします。16年度の収支状況でありますけれども、収入につきましては24億4,834万3,000円で、主な収入につきましては、保険税が7億7,677万2,000円、国庫支出金が7億3,636万5,000円、療養給付費等交付金7億226万7,000円となっております。支出につきましては合計で24億3,840万2,000円、主な支出につきましては、保険給付費が16億4,388万4,000円、老人保健拠出金が6億1,582万円となっております。

次に、老人保健特別会計決算についてご説明をいたします。111ページをお願いいたします。収入総額は21億5,840万5,000円で、主な収入につきましては、支払基金交付金が13億7,636万3,000円、国庫支出金が5億641万6,000円となっております。支出総額につきましては22億279万5,000円で、主な支出につきましては、医療諸費が21億8,908万9,000円と、全体の99.4%を占めております。なお、国庫支出金の交付決定額の一部が国の配分枠の関係により17年度となったために、歳入全体では4,439万円の不足が生じ、赤字決算となっております。そのために、17年度の歳入を繰り上げて16年度歳入に充用する繰り上げ充用を行っているところでございます。

次に、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。114ページをお願いいたします。歳入総額は10億6,487万7,000円で、主な歳入につきましては、保険料が2億582万円、支払基金交付金が3億2,545万9,000円、国庫支出金が2億4,053万4,000円、県支出金が1億2,743万9,000円、繰入金が1億5,845万円となっております。115ページの歳出につきましては総額が10億5,484万9,000円で、主な歳出につきましては、保険給付費が10億3,523万8,000円と、全体の98.2%を占めている状況でございます。保険給付の状況でありますけれども、居宅介護サービスの利用は高齢者人口と要介護認定者の進出により増加をしており、年々増加傾向にある状況でございます。また、施設介護サービスの利用はここ数年ほぼ同様な利用状況になっているところでございます。

以上、簡単でありますけれども、平成16年度の各会計の決算についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成16年度決算については、去る7月6日より11日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成16年度決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。代表監査委員、丹京君。

○代表監査委員（丹京）監査委員の丹京でございます。監査委員を代表しまして、先に提出しております平成16年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は、7月6日から11日にかけてのうち4日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町老人保健特別会計、海田町介護保険特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等により審査を実施いたしました。いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。引続き、町民生活に密着した事業や少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、さらに将来の展望を踏まえた事業を実施していくためには、財源の確保に一層努力を傾け、予算の執行においても経費の節減・効率化を図り、健全で弾力的な財政運営に努める必要があると考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければ幸いと存じます。どうもありがとうございました。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）2点だけお聞きしますが、決算意見書の中でいつも出てくることですが、不納欠損額の発生防止に努めることという言葉がずっと出てきますが、今、私が思うのは、入札制度とかがいろいろ変わって、この不納欠損額は年々少なくなってくるものの、

大体不納欠損額というものは、ないようになるのはちょっと厳しいと思いますが、極力少なくするのが目的であって、私がずっと言うておるのは、そのためにはどのような努力が見受けられたか、その説明をお願いします。

○議長（原田）代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）この件に関してどのようにするのがいいかということでございますが、そのどのようにするのがいいかということは執行部の方でよく調整をとられることだと思いますが、仰せのとおり、やはり極力ゼロに近く持っていくのが一番いい方法だと思っておりますが、その中にはいろんな要件があるようでございます。審査の結果、行方のわからない方とか、行っても何も無いものとか、いろんな報告を受けましたけれども、やはり基本的にはゼロに近いものに、ゼロにしていくのが本来の姿だとは思っておりますが、今回はその努力は報告で認められましたので。今後に向けてはやはりもう1歩、ゼロに近い努力をしていただきたいということで、ここへ書き上げたものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町債についてお尋ねいたします。町の借金は約130億、本会計でもあるわけですがけれども、これまで時限立法で、この13ページの表を見て言うんですけれども、臨時財政対策債というのが、今まで地方交付税が削られる、補助金が削られるという中で、歳入についてそれを補てんするというで臨時財政対策債というのを期限つきでやられておるんですが、これの補てんについて地方交付税で賄うというのが大きな原因というか、説明であったように思うんですけれども、残金の償還額、これはゼロになっておりますが、それはそれでいいと思うんですけれども、地方交付税がどんどん減っていく中で、政府がこれに該当するものをどんどん削ってきておるのではないかと私は心配するんですけれども、その辺の実態は、監査委員さんはなかなかそれは難しいと思うんですが、執行部の方はどうなのか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）臨財債につきましては、これは先ほどおっしゃったとおり、平成13年度から15年度、13、14、15というのがまず第1回目の臨財債、国がいわゆる交付税特会が赤字になってきたと、金がないということで、地方にも応分の負担をしていただくという制度でございます。それが新たに16年度からまた18年度まで3カ年やっていこうということで現段階は来ておりますけれども、19年度以降については現段階で全くどう

なるかわからない状況でございます。今まで借りてきております臨財債につきましては、これは年々減っております。国の方針に基づきまして、特にこの二、三年につきましては最初の当時と比べまして随分減っているということでございます。これにつきましては、減っておりますも、その元利金については交付税算入すると。あくまでも交付税の追出し分として交付税制度を変えてきて、新たに借金を中央が負担せいと。その分については何年かに分けて国が払ってやるという制度でございます。これが今後どうなるかについては非常にまだつかんでいない状況なので、この19年度以降がどうなるかというのはこれから県なりいろんな情報を得ながら情報収集について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）この表の中で6項目ぐらい交付税の対象で補てんをされるというのがありますが、国の財源対策で、三位一体であるとか地方分権の中でのそういう地方への財源を抑制するという中で、町が予定をしているこれの補てん、これを概略どの程度に削られているのか、これをお尋ねするんです。ちょっと難しいかも知れませんが、できれば答えてください。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）申し訳ございませんけれども、臨財債の額の減少幅というふうにとらえていいのかわかりませんが、臨財債につきましては、さっき言いましたように、13、14、15という初年度がありまして、15年度から今回16、17、18と三位一体の改革が動いてきますので、その段階を見ますと、15から16年度においては臨財債だけで28.7%の減少となっております。16と17を比較しましても、これまた23%余りの減少となっております。交付税と臨財債を合わせたもので比較しますと、16年度決算上では15年度と比較しまして合計では33.4%の減というふうな状況で、年々減っている状況でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それに対する政府の措置、あるいは県からの措置というのは、今のところ、全く何もないんですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）三位一体の改革でございまして、国が言うにはいわゆる税源移譲して、いこうということで、特に今年度関係については所得税の一部が所得譲与税という形で、

本来町民税に反映されるものでありましようけれども、その間の所得譲与税として町の方へ、特に今年度16年度決算につきましては約5,000万余りの所得譲与として増えている状況でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）2点ばかりお願いします。まず、一般会計の方でございますけれども、今ご説明がありましたように、33ページまで、特会関係は16年度の財務状況といたしますか、そのことについて決算の立場からその執行状況なりを報告されたので、これについては事実関係ですから、何も申し上げることはないんですけれども、私が毎年のように申し上げているんですけれども、この成果表はいろいろ解釈があるんですけれども、決算書の一部だと。しかも、決算書よりも、この1冊を持っておれば、その当該年度の決算の状況というのが、財政の執行状況なり成果のほどがはっきりすると。適正に予算が執行されたかどうかわかるというように私は思っているわけです。それで、今の財政課長の説明は、それで事実関係ですから、何も申し上げることはございませんけれども、例を申し上げますと、例えば34ページ以下の各総務課関係のところをご覧になっていただければわかるんですけれども、例えば総務の38ページですか、38ページの2のところに「行政改革等」というのがあります。これは1つの例です。全般的にこういう書き方でやっておられることが果たして成果の説明書なのかどうかというように思うわけです。これ、最後のところを見てもわかりますように、「抜本的改革に取り組むことにしました」というんです。取り組むことにしたのが成果なんですか。いろいろやった結果、こういうことをやりましたというのが成果なんでしょう。しかも、これは町長の公約ですよ、行革は。これはたった3行で済んでいるわけです。これが成果と言えるのかどうか、疑問ですよ。その次の海田町活性化委員会、これもしかりです。活性化委員会といったら、行革の審査委員会も兼ねているような重要な会議でしょう。これも町長の公約の一番筆頭に上がっていたものです。これについても、ただ参考にすることができましたというだけで、これも成果と言えるんですか。細かいことは次の決算委員会で、私は該当するかどうか知りませんが、細かいことは申しません。全般的に、毎年申し上げているんですけれども、成果表ということになっていないんじゃないかという気がしてしょうがないんです。ですから、成果表のモデル的なものがあるんじゃないかと思うんです。毎年毎年いろんな研修とか何とかなさっているようですけれども、研修出張なんかをなさっているんですけれども、こういうものをちゃんと研修材料にしてやられた

らどうかということを提案したいと思うんです。成果というのは、予算が適正に執行されて、こういう成果がありましたよということの計数整理といいますか、一覧表みたいなものですから、先ほど申しましたように、これさえあれば絶対大丈夫だというものなんです。そういうことをまず第1点に申し上げておきます。細かいことは申しません。

次は、水道関係です。この水道関係は……。

○議長（原田）水道は次の議事ですから。理事。

○理事（山本）主要施策の成果に関する説明書の様式といいたいでしょうか、中の内容についてのご助言というふうにとらえさせていただきたいと思うんですが、確かにおっしゃるように、決算の内容についての説明書ということで、行った事業の効果とか反省とか、あるいはそういったことを記述していくということが本来の姿であろうかと思います。ただ、ここに載っておりますように、成果として数字であらわされるもの、あるいは言葉であらわされるものもありますし、中には、特に精神的なもの等が含まれると思いますけれども、すぐその年度で成果が形としてあらわれない、将来にわたって何年か先にあらわれてくるというようなものもございます。そういったものについては概念的にはなりますけれども、こういう取り組みをしたということの表現になっております。しかしながら、今この報告書につきましては決まった様式はないんでございますけれども、そうした議員の皆様方のご意見を踏まえながら改良といいますか、よりよい決算報告書を今後ともつくってきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）おっしゃることはよくわかるんです。いつも模範解答ばかりいただいているので、それはよくわかるんですけれども、それならば、今申しましたように、様式みたいなものがないとおっしゃるんだけれども、なるべく成果が出ているのなら出ているような表現にしてやっていくべきだと思うんです。おっしゃるとおり、この年度には成果があらわれないというものがあるというのは承知しています。ですけれども、それは次の年度の予算に反映させるべきなんです。だから、そういうものがあれば、次の予算に反映させればいいのであって、成果が出るものについても余り成果について書かれていないようなことというのは、次の予算に反映させるなんていうのは推して知るべしじゃないかという考え方なんです、私は。だから、その辺、様式がないからと言うんじゃないくて、他の市町村ではどのようにやっているのか。立派なところもあるわけですよ。その辺を今後十分考えた上で研修なんかで取り組んでいただきたいということです。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定について。平成16年度水道事業につきましては、町民ニーズの多様化や社会情勢の著しい変化が求められる中、今年度も安全でおいしい水の供給に努めることと適正かつ能率的な運営に努めているところでございます。十分な審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。

お手元に平成16年度海田町水道事業決算報告書をお願いいたします。10ページをもとに説明いたしたいと思っております。10ページをお願いいたします。

まず、経営面につきましては、寿町の自衛隊官舎を中心とする給水戸数の減少、節水意識の浸透等によりまして、前年度に引続き使用水量は減少し、水道料金収入も前年度に比べ約800万円減額となりましたが、経費の削減等、企業努力を重ねた結果、3,500万円余りの純利益を得ることができました。営業成績は、年間総配水量359万3,602立方メートル、年間有収水量327万8,432立方メートルで、前年度に比べまして年間総配水量は22万1,450立方メートル、5.8%の減、年間有収水量は6万3,050立方メートル、3.4%の減となりました。

続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事といたしましては、配水管の新設9件、老朽管の布設替3件及び下水道工事に伴う配水管移設工事1件を実施いたしました。送水設備工事といたしましては、送水管の布設替1件を行いました。また、三迫配水池用地の取得等を行い、建設改良の総事業費は7,209万1,734円となりました。

次に、財政状況につきましては、事業収益4億5,688万818円で、前年度に比較しまして1,106万2,410円、2.4%の減収となりました。一方、事業費用につきましては4億2,186万9,528円で、前年度に比較して2,327万4,104円、5.2%の減額となりました。以

上の結果、収支差引き3,501万1,290円の純利益となり、前年度繰り越し利益剰余金315万595円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3,816万1,885円となりました。次に、資本的収支につきましては、収入総額343万2,551円に対しまして、支出総額は1億4,772万1,305円で、差引き不足額1億4,428万8,754円は、当年度分損益勘定留保資金1億854万8,885円、建設改良積立金3,350万9,417円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額223万452円で補てんいたしました。以上、簡単でございますが、平成16年度水道事業会計決算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成16年度海田町水道事業会計決算についても、去る6月28日より29日まで監査委員が決算審査を行っています。お手元に配付しております平成16年度決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。代表監査委員、丹京君。

○代表監査委員（丹京）引続きまして、先に町長に提出いたしました平成16年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は、6月28日、29日の2日間で実施いたしました。審査に当たっては、決算書類の計数が正確であるか、財政諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係職員の説明を求め、既に実施した監査・検査の結果も参考にいたしまして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が正確で、財政諸表は経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。引続き企業意識の高揚を図り、施設の運用管理面における諸経費の節減について一層の努力をし、効率的な経営に努め、計画的に事業を進めていく必要があると考えるところでございます。以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧いただきまして決算認定の参考にしていただければ幸いです。どうもありがとうございます。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）先ほど申したのと同じことですが、これは私が決算特別委員会のあれじゃありませんので、執行部の方に意見書を参考に改善してもらいたいと思いますので、それをよく聞いてもらいたいと思います。多大の不用額が出ているのに対して、執行率が下回っているということは、やっぱり不納欠損額が出た額を十分に掌握して、十分にそれが利用できなかったということがこの決算意見書に出ておるかと思います。そこで、意見書の最後の方にありますが、老朽化が進んでおる間に、それは節約もせにゃいけんのじゃが、投資して直さにゃいけんところは直さないといけないところがたくさんあるんだから。だから、金額そのものを、不用額が生じたら、生じた不用額も利用して、皆様が飲む水だから、なるべく安全に供給できるように、そういう努力も必要だと思いますが、その点をお聞きします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）ご指摘、崎本議員のおっしゃるとおりだと思います。今現在、現有施設を有効に利用するという経営方針でおりますので、老朽化施設については、当然ながら、お金をかけて維持管理に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）15番、佐中です。企業努力をなさって3,500万黒字を出された。まさに健全事業をやっておられるんですけれども、建設改良費の中で以前から、20数年前から、石綿管を使用したところかなり改善をこれまでされてきておるわけです。最近、アスベストの問題があって、私は心配するんですけれども、多分ないと思うけれども、その石綿管が部分的にでも残っているところがあるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）一般質問の方でもそういうご質問をいただいておりますので、こちらの方で答えていいのか、一般質問の方で答えていいのか、判断に困るところなんですけれども、よろしいですか。石綿管は現在ございます。

○議長（原田）佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）それじゃ、詳しくは聞かんとしても、部分的なところが多分あると思うんです。20数年前からもそういうことを指摘して、私の認識ではほぼないというように認識しておったんですが、まだあるということになれば、これもいろいろ問題が出てくるのではないかというように思うんですが、人体には余り影響はないというように私は考えておるんですが、しかし、最近は報道の状況を見るとなかなか厳しいものがあると

いうように思います。じゃ、1点だけ。部分的にはどのぐらい、何キロぐらいでどの場所ぐらいにあるのか、お尋ねします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）2カ所、総延長で30メートルでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）報告書の25、26ページのところなんですけれども、いろいろ行革の資料なんかを見てみまして、企業債明細のところ、例えば一番上の昭和50年代ですか、企業債で利率が8%、7.15、7.30、7.30、7.10、7.10とか、下の公庫資金のところにもありますけれども、行革の中でも、いろいろ勉強しておりますと、この利率というのが、委員会というか、やっぱり出てくるんですね。できないかもしれませんが、この8%、7%というのは、やりかえとかというのはもう1度、前から思っていたことなんです、できないんですか。安い利率とか。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）高利率の企業債につきましては、それを低率化に向けて日本水道協会が中心になりまして国に申請しているところでございますが、やはり国の方もこの利率でいろんな資金計画を立てておられるので、すぐには下げることはできないけれども、条件が適応すれば、だんだん条件を緩和しながら低率に向けていく傾向にあるようでございます。ですが、海田町の場合、水道料金が全国平均より大分安いので、その条件に合わないために、現在、借りかえができない状態でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

この際、認定第1号、平成16年度決算の認定及び認定第2号、平成16年度海田町水道事業会計決算の認定につきましては、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることといたしたいと思います。

なお、委員の指名につきましては議長にご一任いただきたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本件は、議員7名をもって構成する決算審

査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については、委員会条例第5条の規定により、1番、久留島議員、3番、岡田議員、5番、渡辺議員、7番、多田議員、11番、河野議員、13番、前田議員、14番、住吉議員、以上7名を指名したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、そのように決します。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き、本会議を再開します。

ただいま決算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に多田議員、副委員長に岡田議員と決しております。以上で平成16年度決算の認定についてを終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開します。

日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受け付け順に順次発言を許します。14番、住吉議員。

○14番(住吉) 14番、住吉でございます。本日は3点ほど質問を通告いたしておりますが、まず第1点は、アスベスト対策は大丈夫かということについて上げております。ご承知のとおり、アスベストは静かな時限爆弾だというふうにも言われております。アスベストを吸ってから20年も30年も潜伏期間を経て突然に悪性の中皮腫という肺がんが発症します。今後35年間ぐらいで10万人ぐらいがアスベストの被害でがんになって死亡す

るというふうにも言われております。19年前には既にこの危険性を確認していたにもかかわらず、国の関係機関が対策を怠ってきました。その責任は極めて大きいと思います。今の10万人が死亡するというのもこの責任があると思うんです。そういうことで、我が町もこれを輕易に考えてもらっては困る。本当にアスベストについては真剣に考えてもらわないと、町民の命にかかわる問題であるということで、本日は特別にしつこく質疑をいたしますので、ご了解の上、答弁をお願いします。石綿の輸入量は合計1,000万トンを超えるというふうに言われておりますが、その大半が建築資材に使われておると言われております。ということで、その1,000万トンが国内じゅうにばらまかれておるといことです。繰り返すようですが、本当に我々の命にかかわる重要な事項でございますので、真剣に取り組んでいただきたい。町としても的確な対策をしなくてはならないというふうに考えます。以下、数点について質問をいたします。

①で上げておりましたことにつきましては町長の行政報告に、設計図とか現地確認をいたして調べたところ、それについての処置はいたしますというふうにありましたので、ここでは細かく取り上げません。

私が特に重視しておりますのは、しつこく徹底してやりたいというのは、②の広島ガステクノ株式会社が広島ガスの跡地に自動車を解体したごみの再資源化設備を建設することについて取り上げます。議会にその計画の説明に参りましたが、その際にアスベストについては全然取り上げておりませんでした。私が質問して初めて、これから検討するというふうな説明でございました。先ほど申しましたように、しつこいことを言いますが、本当に命にかかわる重要な問題であるにもかかわらず、この広島ガステクノの説明は極めてお粗末な説明であるということについて、私は大きな怒りを覚えるものであります。今後この問題にどのように真剣に取り組んでいくのかということについてお尋ねいたします。まずそれです。今のようなお粗末な、議会に対する説明をしておりましたけれども、このことをどのようにお考えになるか、どのように取り組むかということについて1点お尋ねします。

3項めに、自動車部品を粉砕したものを搬入し、薫製して炭にして搬出すると言っておりますが、その粉砕したものには間違いなく自動車のブレーキライニングとかクラッチライニング等のアスベストが混入しておるということを私は議会に対する質問の際には強く申したんですが、それも検討いたしますというふうなことでした。このことが非常にお粗末じゃと言うんです。それから、1日に搬入搬出が60台ぐらいになると言っ

おりますが、この搬入搬出における空中散布の防止を徹底させなければならないというふうに思います。これも、そのときはトラックに積んでシートをかぶせて入るというようなことを言いましたので、シートなんかでは防げるかと。やはり大きなボックスカーが何かに入れて運ばなければ、大変問題があると。あそこは保育所、小・中学校、高校があるんだからと言いましたら、これも検討しますというふうなことを言っておりました。極めてお粗末であります。

それから、焼却時に、煙突は15メートルと言ったんですが、煙突から飛散するのではないかと言いましたら、これは飛散しないんだというふうなことを言っておりましたが、これについてもどのようにお考えになるか、本当に信頼できるのかどうか、信頼されるのかどうかということです。

もう一つは、その際に会社に対して申し上げたんですが、運搬途中とか、あるいは焼却途中において空中飛散するんですが、その防止のために町は監視監督体制を整えねばいけないと。その際にその経費を会社が持ちなさいということを申し上げたんですが、そのことについても町としてどのようにお考えになるか。検討しますと言ったけれども、返事をくれんのですね。

2番目、津波対策についてお尋ねいたします。津波対策につきましては、先々月7月28、29日の2日間、総務文教委員会は東南海地震とか南海地震に伴う津波の危険地域に指定されております徳島市及び淡路島の北淡町を訪れて研修してまいりました。たくさん研修事項がありましたけれども、その中で私が特に参考になるなということを取り上げてまして、我がまちにも採用すべきではないかと思われる事項について二、三質問をいたします。

これはいいことをやっておるなと思ったんですが、避難計画の中で避難対象地域の中に避難困難地域というのを指定しております。そして、避難困難地域の中に、避難することは難しいところですから、その中に避難ビルというのを指定しております。これはかねてから私がよく言っております。あの付近は遠くまで避難するのは難しいから、小・中学校の2階とか3階以上に避難すればいいじゃないかということを言っておりましたが、それを避難ビルとして指定しておりました。また、避難困難地域というのはいいことを言っておるんですね。避難地域から避難目的地まで1キロ以上のところが難しいんだと。それは臨海地域、すなわち海田西地域から、津波の場合は海田中学を指定しておりますが、ちょうど1キロ以上あるんですね。これは当てはまると思うんです。そ

これらのところを今後参考にして避難ビルを指定すべきじゃないかと。全面的に今の避難計画を改正せにゃいかんというふうに考えますが、そこらはどのようにお考えになるか。

それから、防災計画の2番目に、ボランティアで防災指導員を募集しておりました。それは、防災教育を行った後に地域の防災指導に活用して成果を上げておるということでもあります。この点も我がまちで採用に値するなと考えますが、いかがお考えか。

それから、防災講演等、講演会ですね、頻繁に開催しております。これは、住民に防災意識を啓発し、高揚を図るためには非常に重要な有効な手段だと思います。なかなか、津波が来るじゃ、地震が来るじゃと言うても、住民の皆さんの防災意識がそこまで徹底しておるかといいますと、決して徹底していないというふうに私は思っております。そういう意味において、この防災講演等も頻繁に行っていただいて、住民に防災とはどういうものなんだ、地震とはどんなもんだ、津波とはどういうもんだということをひとつ徹底していただきたいと。この点についていかがお考えかということでもあります。

3番目は談合防止の対策でございますが、道路公団も絡んでおりまして、橋梁の談合とか浄水処理の談合が現在非常に大きな問題になっております。地方においても長年、談合があるのではないかとというふうなうわさを我々もしておりますが、我々にはなかなか証拠をつかむことが難しく、現在ではどうにもならん問題であります。しかしながら、最近では公共事業の極端な減少やら、入札環境が大きく変化しておりますので、業者の間で暴露等が予測され、また問題の起こる可能性もあります。町長におかれましてはそういう兆候を早くつかむこと、そして職員及び業者をよく指導されて未然防止を図ることが重要だと考えますが、入札形式の変更とかいろいろあると思いますが、今後どのように取り組まれるか、ご答弁をお願いいたします。以上でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に対して答弁いたします。まず、アスベスト対策についてのご質問でございますが、1点目の町有施設での使用状況と対策につきましては、アスベスト問題が大きな社会問題となっている中、8月に理事を班長として関係部課長によるアスベスト対策班を立ち上げるとともに、町有の51施設116棟について国の検査指針に基づき、アスベスト含有の可能性のある吹きつけ材について設計書や目視により8月26日に調査を終えたところでございます。その結果、アスベストが含まれている可能性のある施設が10施設16カ所あるということが判明いたしました。このため、これらにつ

いて検体の検査を実施したいと考えており、今議会に調査のための補正予算をお願いしております。町施設のアスベストの対応につきましては、この検体検査の結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の広島ガステクノ株式会社が建設する自動車解体ごみ再資源化施設におけるアスベスト対策についてでございますが、7月25日の全員協議会で広島ガステクノ株式会社からアスベストに関する説明はありませんでしたが、先日、確認したところ、搬入前に除去するよう自動車メーカーと十分協議するとのことでした。また、もし混入していても、1,300度以上で加熱されるので、無害化するとの説明がございました。

次に、3点目の搬入搬出時のアスベスト飛散防止につきましては、広島ガステクノ株式会社が責任を持って自動車メーカーに、搬入時に飛散することのないよう適切に処理するよう協議するとのことでした。また、搬出時につきましてはフレコンバックに入れて、飛散することのないようにするとのことでした。町といたしましては、飛散することのないよう、県とも連携しながら指導していく所存でございます。

次に、4点目の燃焼時の大気中へのアスベストの飛散防止につきましては、この施設では高温で燃焼することから、無害となり、その後さらに集じん装置により除去されるため、大気中への放出はないものと考えております。

5点目の公害防止の監視システムにつきましては、町への定期的な報告を求めるため、広島ガステクノ株式会社と公害防止協定を結ぶことも検討したいと考えております。

次に、町内の建築物の解体に伴うアスベスト飛散防止対策につきましては、建築物等の解体等の作業においては、平成17年7月1日施行の石綿障害予防規則により、アスベストの除去作業を行う場合、アスベストの飛散を予防し、抑制する方法を記載した作業計画を労働基準監督署へ届け出て、アスベストの飛散防止の対策を講じるようになっております。また、町といたしましても、建築物等の解体時に提出される建設リサイクル法の届け出時に石綿障害予防規則に則り、労働基準監督署に届け出て解体作業を行うよう指導してまいります。

津波対策についてのご質問でございますが、まず、1点目の避難ビルの指定でございますが、地域防災計画において、津波注意報・警報が発令された場合には、住民の皆さん方には速やかに海岸からできるだけ離れて高台に避難していただくこととしております。現在、避難ビルの指定はしておりませんが、万が一何らかの事情で避難がおくれた場合、あるいは津波到達予測時間が早く、避難に十分な時間的余裕がない場合には、近

くの公共施設で2階以上の部分を避難場所として活用していけばと考えております。避難ビルの指定につきましては、先進地の状況を参考に今後検討していきたいと考えております。町といたしましても、地震発生時の状況に応じ、的確な情報提供、避難指示を行ってまいりたいと考えますが、住民の皆様も自主防災訓練におきましては、被害発生状況に応じた避難場所の選択について平素から十分話し合っておいていただきたいと考えております。

次に、2点目のボランティアによる防災指導員の活用につきましては、自主防災組織におけるリーダーの役割が重要であることは十分認識しており、今後、自主防災組織の中核を担っていただけるリーダーの養成に取り組んでいきたいと考えております。また、自主防災組織の未結成の自治会に対しては、早期の結成に向けて引続き働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、3点目の防災講演会の開催による防災意識の啓発・高揚につきましては、小学校区単位で実施しております総合防災訓練や自治会連合会が実施しておられます安全なまちづくり講演会などの機会を活用して防災の専門家や先進的な自主防災活動を展開しておられる団体の代表者を講師として講演会を開催し、防災意識の啓発・高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、談合防止対策についてのご質問でございますが、談合の未然防止の取り組みにつきましては、これまでも公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底を図るとともに、不正行為に対しては厳正に対処することとしております。こうした中で、職員に対しては海田町職員倫理要綱により職員研修を実施し、住民からの不信感を抱かれないように綱紀の粛正や注意の喚起を行っております。また、業者に対しても文書により注意の喚起を行うとともに、入札会場における注意事項の遵守の指導を行っております。あわせて、日ごろから国・県や他団体などの指名除外情報を確認し、事件に関与した関係業者の指名除外措置についても迅速に対応するよう努めているところであります。談合情報を入手した場合の対応につきましては、談合情報対応マニュアルを作成しており、その中で談合情報を得た場合の連絡・報告の手順や対応体制のあり方、公正取引委員会及び警察への通知の手順、談合の事実が確認された場合の入札手続きの取り扱い等を定め、談合情報への対応を迅速かつ的確に行うこととしております。また、新たな取り組みとして、現行の指名競争入札方式にあわせ、公募型の指名競争入札や電子入札についても研究を進めてい

るところでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）しつこく再質問いたします。極めて広島ガステクノがふまじめである、いいかげんな回答をしておるということを認識していただくために、1つずつ例を挙げて再質問いたします。まず、我々議会に全員協議会で説明しましたときに、アスベストの問題は非常に重要な問題で、全国的に大きな問題になっておったのに、我々にくれた資料には全然書いておりません。知らなかったというふうなとぼけたことを言っております。問題は「ダイオキシン等はほとんど発生しません。無公害です」といって、こんな赤字で、これは見てもらえばわかるんですが、こんな資料を書いているんです。これを議会にも提出して説明いたしましたが、地域にもこれを配っております。ここらのところが最初から私がふまじめだというふうな不信感を持って、いろいろと広島ガステクノに文書でもってファクスのやりとりをいたしております。その中でもそういうことが見えます。これは無公害を強調するための意図的な行為ではなかったのかというふうに私は判断いたしておりますが、そこらのところをどのようにお考えですか。あまりにも重要な問題をこんな「無公害です」というふうなことを書いて配ること自体がね、アスベストのある時期に。信用できるのかどうか、まず1点お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）広島ガステクノの問題でございますが、住吉議員がおっしゃいましたときの全員協議会に説明したときの文書を私も説明を受けて聞いておりますが、アスベストの問題も含めて今回こういう説明をされたが、今、議員がおっしゃったようなことを含めて、先般来てもらって強硬に、こういう対策を講じてほしいということをまた申し入れております。改めて今ここに、先ほど答弁いたしましたように、公害防止協定というのを結ばせてもらわんと、今後いろんな形でいろんな山積した問題が出てくるんじゃないかと、こういうように思っていますので、こういう形でぜひ公害防止協定を結んでこれに取り組みたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）町長は立派なことをおっしゃって、公害防止協定を結ばれるんですが、その前に、やっぱりこれを完全に町長が信頼してしまってやったのでは大変なことになるぞというのがあるので、1つずつそれを説明して、ご認識をいただきたいと思うんです。私は地域に対する説明資料を読みました。ちょうど地域の説明会のときに我々は徳

島の方へ行っておりましたので、質問状を出しておいたら、回答を寄せてきました。8月1日付で文書を回覧したんですが、その回答を寄せてきた中に、会社は文献を調べたが、明確でないので、コメントをしないということを、地域にそういう回答をして回覧を回しておるんです。冗談じゃないですよ、本当に。非常に重大な問題であるのに、文献を調べたが、明確でないと。明確にしてから地域に説明するのが本当でしょう。コメントできませんというふうなことを地域に回覧いたしております。その文章がここにあります。それで、私はこの点にも大きな不信感を感じるんだということで、そのところが1点。1つずつ、町長、だれでもいいですから、答弁してください。そのことをどういうように感じるのか。だから、会社から来て町長にはうまいことを言うけれども、それに町長がだまされたんじゃないかと。そんなもので簡単に協定書を結んじまいかということが言いたいんですが。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員とのやりとりの件については私も把握をしていないんですけれども、実際海田町においてこういう工場ができるということに対しまして、一番に地元町民とか地域の方が安心して生活ができる環境にあってこそ初めて町にそういう施設ができていいんじゃないかという考えを持っていますので、改めてそういうことも会社とも協議をしながら、また議会の皆さん方にも十分にわかるような説明を求めていきたい、こういうように考えています。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）そこで、私も、そんな不明確なことを回覧したんじゃないか困るので、あんた方の責任じゃないかということでまたファクスを送ったんですが、自動車メーカーと情報交換して回答しますと。その回答は来ていませんよ。自動車メーカーとどのような情報を交換して確認したということをくれておりません。1つずつ聞くのは大変だから、もう一ついっておきましょうか。あのときも言ったんです、議会の説明会のときにも。自動車メーカーと調整しますと言ったけれども、その回答もくれておりません。今さっきも最初の質問に申しましたように、監視体制をつくるんだと。町でつくらせいと。経費は町持ちでやるんだというふうなことを言いましたが、それも検討してお答えしますということを全員協議会では言ったんですが、その回答は全然くれておりません。だから、本当に町をなめておるんだと。議員をなめておるんじゃないかと。あまりに軽視し過ぎておるんじゃないかという考えを私は持っているんです。だから、こんなことを信

頼していいのかどうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、企業の方を信頼して、町のためにならんことはということなんですけれども、先に申しましたように、とにかく安心・安全な施設でないと、町としても皆さんの同意も得られませんし、また、国・県の公害防止協定なんかを参考にしながら、こういう条件をつけていないと、例えば今おっしゃいました監視システムとか、通行的にどこを通過してどうだということを含めて、改めて厳しい、私どものまちのためになるような防止協定をひとつつくっていききたい、こういうように思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）その他、我々にくれましたし、地域にも配っておると思うんですが、設計図の中に溶解炉といいますか、そこは1,000度だと。その火炎は1,000度ですということをおっしゃるから、私は質問状で、1,000度で果たして石綿が溶解するのかどうかと言ったら、1,000度じゃ溶けませんと。1,300度以上ですと。それで、今の設備の中にあるものは1,500から1,700度の火炎を発生しますので、十分に溶解をして、ほかのものと一緒に粒状にするんだということをおっしゃるんです。最初からそのことを説明せんで、図面を見たら1,000度しか書いていないんです。だから、信頼できんと言っただけなんです。これを心配するのは、町長さんも余り輕易にお考えになるんじゃないかと心配するのが1つですよ。本当に信頼していいのか。県というところは案外、広島ガスとか中電とかマツダというような、こんな3社が行ってこんなふうにするんですが、全部弱いんですね。県内のああいふ大きなメーカーに対して弱い。簡単に県知事がぼんと判を押したら終わりになってしまうんじゃないかという心配をしております。町長さんはさっきから何遍もこれは協定を結んでしっかりやるとおっしゃるけれども、県に対しても町としてしっかり強く圧力をかけて、簡単に認可してくれちゃ困るんだということをおっしゃりたいと思うんです。

もう一つ、この間テレビでいいことを言っておりました。今、選挙があるからね。町議会とか県議会とか国会議会、その各々の議員は、町議会議員は国会議員とか県議会に対して非常に弱いと。全然能力に差はないんだと言っただけなんですけれども、あるかもわからんけれどもね。本当は能力に差があるんじゃないと。役目に差があるんじゃないと。だから、私が見ておるのに、町の職員さんは、言ったら失礼かもわからんが、県に対しては非常に弱いんです。県が上層部であって、県の職員の言うことは何でも聞いて帰って、県が言っ

たということを答弁される。そうじゃないんです。役職が違うだけであって、そんなものに屈してはいけないということを言いたいんです。だから、今回この問題は絶対県に負けないように、圧力をこっちがかけるぐらいにしてやっていただきたい。

もう一つ申し上げておくと、私の質問に対して、ブレーキライニングとかクラッチライニングにはアスベストが含まれているじゃないかという質問状を突きつけたら、クラッチライニングもブレーキライニングも高級な金属でございますので、これは業者がそこでよけて取って、今の粉砕の中には入っていないだろうと思いますと書いておる。入っていないというような、ことごとくその回答が「思われます」とか、シュレッダーダストの中にアスベストは混入していないと思われますとかというふうなことを書いておるんです。それで、今の、重要な金属だから、それは入っていないと思います、混入していないと思いますと。冗談じゃないんですよ。私はまだ言うていないんですが、今度の質問状には書こうと思うんです。私は免許マニアで、13も14も免許を持っています。自動車の免許も3級ですが、シャーシの3級整備とディーゼルエンジンの3級整備も持っております。基礎的なことは十分にわかるんですよ。だから、おまえら何を言うんかという質問を今度出します。全然知らないくせに知ったかぶりで、重要金属じゃから、それは除いて、アスベストは含みませんということを言っておりました。これは文献を調べればわかることです。新車を除いて、今言ったような中古車の部品の中には確実にアスベストが入っておるということを説明しておるんですからね。それをごまかそうとしておる。それが嫌いなんです。これは今日の議会が終わったら、帰ってもう1回質問状を出します。そういうことを、なめるんじゃないということを言うてやりたいと思います。だから、回答しておることがことごとく本当になめた回答で、「こんなんじゃないかと思います」とか。「思います」じゃいけません。我々は命をかけておるんだから、このことに。住民の命がかかっておるんだから。「こうです」とはっきりとした回答をしてくれにや困るでしょう。それが「思います」というふうなことで生ぬるい返事をし、不信感を与えるようなことばかり言っておりますので、そこらのところをしっかり認識していただきたい。もう1回、町長、そこらを、本当にこんなものを信じていいのか。協定書を結んでと。そんなものを簡単に認めて協定書を結んでくれちゃ困るんですよ、我々は。町長さん以下職員の皆さんも。特別班を設置すると言われておりまして、非常にいいことだと思うんです。私もそのことを質問に出しておりましたけれども、回答の中に、行政報告の中かな、特別班を設置してやると。その特別班にやっぱりそうい

う能力を持った人を入れて、徹底して調べて県との調整に当たり、業者との調整に当たっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のようなアスベストの問題を含めて、県に対しましても、元ここにおられました久保田さんが環境局の社会循環型の対策室長か何かでやっておられるんです。恐らくこういう形で、その係じゃないかというふうに私は思っておるんですが、そういうことを含めて、県に屈することなく、海田町の主張をしっかりと通して、皆さんの安全を守るために頑張りたいと思います。それと、自動車も、我々も30年余り車に乗っていますが、現在の自動車の車種の問題でもかなり変わってきたという感じを私もしているんです。例えば昔はいろんなそういう機材がたくさん使われていたかもしれませんが、最近はかなり軽量化、アルミの問題とか、新しいセラミックですか、そういう部品がかなり使われている状況ということを私も調べてみたんですが、そういうことを含めて、とにかく安全じゃないといけんということで、県の方へも、公害防止協定を結ぶ以前に、うちの方もしっかりと協議をして、これだけの我々の要求がなかったら、うちの方は許可ならんのだというぐあいな形をやっていききたい、こういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）そのようにお願いします。間違いのないように。県も特別本部を設けて、昨日の新聞か今日か、18億6,000万ぐらいの予算を組んでおるけれども、これは今使われておる建物なんかのアスベストの処理に大分使われて、こういう問題はまだ取り上げておるということを言っておりませんので、しっかりと取り組んでいただきたい。

津波対策につきまして、この前の議会で、海田西中学校あたりでは、国が発表しておる5メートルの波高の津波が来た場合に、標高からいろんなことを計算して3メートル30ぐらい来るんだと。それから、向こうの海田中学では2メートル30ぐらいが押し寄せるんじゃないかと。私の計算ではそうなおるが、確認しておいてくださいということと、今の中学・小学校の建物の強度について確認しておいてくださいということを課長に申し上げたんですが、この点はどうですか、お答えください。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）前回の議会でご指摘のありました今の5メートルの津波が押し寄せた場合の西中、海中の浸水の深さにつきましては、海面からの土地の高さを計算しま

すと、水面が5メートル上がった状態では、議員がご指摘のような深さになるということでございます。

それから、建物の津波による強度でございますが、これについては十分安全が保たれるものでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それならいいですが、最近津波や地震のことを盛んにテレビでやっておりますが、高知県あたりは15メートルも20メートルもの津波が押し寄せるというようなことを言っておりますから、広島湾に入ってきたときには5メートルぐらいになるのかなということを国やら、今の京大の地震センター等が発表しておる数字からいくとこれになるので、じゃ、そういうことでいろんな計画に取り組んでいけばいいなと思います。

それから、先ほどの自主防災会の指導について、徳島市ではボランティアの指導員を募集しておるといようなことを申し上げましたけれども、リーダーの養成ということで町は答えになっておるので、いいと思いますが、参考までに申しておきますと、徳島県は大きな何十万という人口の市で、うちは3万弱ですが、割り方、防災会はよくできておるなと思うんです。自治会の中で28団体ができておるといふうなことを聞いておりますが、徳島で23%ぐらいしかまだできておらんのだと。これは大変なことなんです。その自主防災会をつくるために今のボランティアの指導員を養成して、彼らが消防署員と一緒に歩いて自主防災会をだんだん増やして行って、それがいい成果を上げておるといふうに言っておりました。あそこは、うちは消防が組合制だから、各町にまたがっておるが、徳島は消防署が防災計画すべてをやっておって、この間も消防署の次長以下が来て説明してくれました。えらい徹底しておるなというふうに感じております。そこらの指導も十分にやっていただきたいと思うんです。指導員を養成して、リーダーを養成して。どっちかといいますと、地域の防災訓練を見ておると、少人数が集まって初期消火と救急法ですか、このぐらいのことをやれば消防防災訓練だというふうな勘違いをしておられる方が多いんです。そうじゃなしに、地域の実情に合った、西の方であれば特に今のような、どういうところに避難すればいいんだと。最悪の場合はどうすればいいんだというふうなことを徹底したり、そのほか津波に対する対策、あるいは防災情報、今、津波がどこらへ押し寄せてきておるよというふうな防災情報をどのようにして流すのかということが極めて大切だと思うんです。毎回集まって同じ人間が来て

消火器を使う訓練をしておったんじゃない、そのことは大切です、しかし、そんなことじゃ訓練じゃないと。これはその点、今の防災指導員制度というのは非常にいいなというふうに感じておりますので、そこらをしっかり踏まえて防災指導員を養成していただきたいというふうに考えます。

それからもう一つは、まちの防災訓練も毛が生えたようなもので地域がやっておると。初期消火で消火器を持ってきて消したり、それから救急法をやったり、この間は避難訓練を地域のを集めてやっておりましたが、そこらも地域の模範になるような防災訓練をやっていただいて、今の防災指導員、リーダーを設定して設けて、地域の防災組織をしっかりと教育して指導してほしいと思うんです。そこらが不十分だというふうに考えます。いかがでございますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）防災問題でございますが、昨今、この10年前から、阪神・淡路大震災を含めて国の方の問題とかいろんな大きな災害が全国的に発生しております。そうした中で、今回このような1つの自主防衛に対して町民の方もかなり関心を持たれて、今、住吉議員がご指摘のように、こういうときにはどうしたらいいかという判断も即にはできないので、地域においてそういう形のものをつくっていかんやいけん使命じゃないかと思えます。そうした中で、昨日も台風14号の問題で町内のいろんな冠水のあたりも職員を挙げて体制を整えて、冠水しないような形とか土のうの問題とかも含めてやっていますので、そこらも含めて今後、地域防災の関係につきましては自治会等も消防団とも一緒になって。夕べも消防団員が40名ぐらいですか、参加いただきました。遅くまで大変にご苦労さんなわけでございますが、地区消防にも出ていただいております。そういうことも含めて、地域のことは地域で守るような体制づくりをやっていききたい、そういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）もう一つ、最後ですが、防災講話につきまして、県の危機管理監というのに籠田さんというのが、自衛隊におりましたのが行っておられます。この間もお会いしたら「防災に関する講話が必要なら何遍でも行きます。議会にも話させてもらうし、町民の皆さんにも話させてもらう」と。蟹原に住んでおられますので、だから、有効にこれは活用してあげれば、喜ばれるんじゃないかと。それから、以前に私は自衛隊を活用すればいいと申し上げたんです。自衛隊は戦争ごっこばかりしておるんじゃないんで

す。いつもああ言うものですから、人殺しの訓練と。自衛隊は戦争ごっこばかりしておると皆さんお思いでしょうが、特に私のような元自衛官、施設科の職種学校の者はこういう問題についてはベテランなんですよ。自慢申し上げるようだけれども、本当にこういう計画には携わっております。今の籠田さんというのも同じなんです。それで、前にそのことを議会で申し上げて、自衛隊を活用しなさいと申し上げたら、活用せんとおっしゃったから、その後私はお手伝いしておらんのです。担当課が私に「教えてくれ」と言うても、「知らん、町長に聞け」と言うて。前の町長ですがね。そういうことがありますので、自衛隊を活用するとか、危機管理監等を大いに活用して、今の防災意識の高揚に努めていただきたい、これを1点お尋ねします。

それから、最後にお礼を言うておかにゃいけません。昨日は大きな雨が降りまして、私のところは床下浸水まで来たんですが、町長以下、町の職員の皆さん、それから消防団にたくさん出てきていただきまして防災をやっていただきました。ありがとうございました。お礼を申し上げておきます。終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど県の方へそういう危機管理の関係の職員さんがおられるということで、先般も自衛隊の行事のときにお会いしましていろんな話を聞きましたら、確かに海田町にもたくさんのいろんなそういう立派な方がおられるということでありますし、業務隊長さんも新しく来られた方と面接をしましたら、ぜひしっかり自衛隊を活用してくれということを言っておられましたので、あわせて、我々にはないものをまたいろいろな知恵を授けていただく、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。11番、河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。個人情報保護法についてお聞きいたします。この法が国民の中で浸透してきますと、いろいろ障害が起きるのでございますが、この保護法というのは確かに保護するわけですから、一見立派なように私は思うんですが、いろいろ

弊害が出ておるということに対して、行政でのお考えのほどをお聞きいたします。以上。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、個人情報保護法についてのご質問でございますが、個人情報保護は個人のプライバシーにかかわる重要な問題でございます。個人情報保護法や個人情報保護条例は、こうした情報を取り扱う事業者や自治体に対してその適正な管理や取り扱いを義務づけるものとなっております。各自治会においてご苦勞されていることは十分理解しておりますが、法律や条例の趣旨をご理解いただきたいと思います。ご質問の自治会活動に関する規制そのものはありませんが、あくまで自治会員の同意や理解を得た上で名簿作成をすることが、よき隣人関係や地域関係が築けるのではないかと考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）再質問をいたします。この法は、確かに町長が言われるように、非常に立派とは思いますが、先ほど言いましたように、これはいろいろ問題があるというのは何かといいますと、行政も各地区の自治会の協力でもっていろいろ行政の細かいことをやっておられる、これは議員の皆さんも先刻ご存じと思いますが、これに問題があるというのは何かといいますと、年齢を知ることによっていろいろなことをしなければならない行事があるんですね。例えば敬老会、それから介護保険等についての調査がございます。法で定められた、例えば民生委員がいろいろ調査をするというのは自治会ではタッチしておりませんが、一番困るのは、敬老会のメンバーをつくるのに、年齢がわからんと、わしゃおまえらに年齢のことなんか言わんよと言われたら、さようでございますかと言うて帰らにゃいけん。そういうことがずっと続いてきますと、5年も10年もしてくると、適齢になった人がだれかわからなくなっていくということは、これは我々自治会の者についてもいろいろ障害が出ると。また、行政についても問題が出ると思います。しまいには、理屈では海田町にはだれも年寄りがおらんのだということになるんじゃないかと、このように思うんですが、そこら辺の考えをさらにお聞きいたします。以上。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）自治会の方で敬老会行事などを行う場合に支障が出てくるおそれがあるというご質問でございますけれども、基本的に自治会の中で回覧されるに当たって、まず行事のお知らせをされながら、例えば70歳以上の方について、こういった行事をす

るので、参加してくださいと。参加した段階でお名前を確認されることについては特別問題なからうかと思しますので、こうした方法をとっていただきながら、自治会の皆さんの理解とご協力を得られたらというふうに考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）そうしますと、現在、コミュニティー、コミュニティーと盛んに声を大にして言っておるんですが、人との兼ね合いというようなものがだんだん薄れてくるんじゃないかと私は危惧しておるわけですが、そこら辺も今の答弁で解決ができるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）私たちも昔の集団の中のコミュニティーといいますか、そういうことを優先してきた時代の人間でございますので、個人的にはそういう思いは一緒でございます。ただ、時代は変わってきておりまして、そういった時代から、今は個人のプライバシー、これを優先する時代が変わってきておると。時代の流れであると言ってしまえば終わりになるんですけれども、現実はそのようなものでございます。今ご質問の中にありましたように、中には実際に自分の生年月日、年を知られたくないと言われる方がいらっしゃるわけございまして、そういった方のプライバシーの部分、これを控えていこうというのが今の時代の流れ、個人情報保護法につながってきておるところでご理解をいただきたいというふうに思います。また、そういった中で、じゃ、今までやってきた自治会等の行事、ここらあたりが今後難しくなるんじゃないかということでございます。我々も若干そういった部分は懸念を持っておりますけれども、そういう時代の流れの中での調和といいますか、そういったことを今後自治会等も考えていく必要があるかと思えます。そういった中で、できるだけコミュニティーを崩さないような形、あるいはプライバシーを尊重した中で自治会活動を考えていくという時代に入ったんであろうというふうに思っております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）時代が変わると言われたんですが、時代は確かに変わっておるわけで、これはよくわかるんですが、それじゃ、時代が変わったら自分の年齢を言わなくてもええんかいのうと、こういうようなことになろうと思うんです。それじゃ全然話にならんと思うんでございますが、時代は変わると言いながらも、5年10年先が全く見えないというような状態になるのではないかと思います、ここはひとつ町長さんをお願いしたい

んです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにこの個人情報の問題は各地でいろんなことで話題になっています。

確かに今言われる地域のコミュニケーションなんかにしても、名簿がなかったらわからんんじゃないかとか。しかしながら、逆に一方、これを活用して悪用する方がたくさんおるということから今回のこういう個人情報の法令ができたんだという認識を持っております。ですから、今、学校なんかでも卒業生名簿、同窓会名簿なんかをつくるという相談を受けるんですが、本人の了解を得たらというようなことを言われるんですが、一々本人に了解はなかなか難しいんですが、地域においてはそういうコミュニケーションの中において、年齢とか何とかじゃなしに、ある程度把握のできるものを理解いただいてから、そういう形のものを自治会なり民生委員なんかをお願いするような方法でないと、これは法の規制に触れないようにといったらその方法しかないと思います。

○議長（原田）次に参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。アスベスト対策についてお尋ねいたします。最近、石綿を吸い込んだのが原因と言われるがんやじん肺で死亡した問題が明らかになっています。1995年から統計をとってからの10年間で6,000人を超え、今後40年間で10万人に上るとも言われています。海田町でもその被害や不安を最低限に抑えるため、次のことについてお尋ねいたします。

質問1、医師や専門家の協力のもとに、健康被害相談や、建物の解体処理方法、施設・建物に関する相談窓口の設置はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

質問2、町や県・国の施設などでアスベスト使用状況や、剥離による飛散などの実態調査を厳密に調査し、公表する必要がありますが、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

質問3、海田町に工場を置く企業、大規模店舗やビル、駐車場などのアスベスト使用の調査が必要だと考えますが、どのように対応されますか、お尋ねいたします。

続いて、町内美化とポイ捨て条例制定についてお尋ねいたします。多くの町民の方々の協力で、最近では以前よりごみ散乱はよくなりましたが、一部の非協力者による散乱ごみに目に余るものがあります。特に空き缶のポイ捨て、たばこの吸い殻のポイ捨て、ひどいのになると火のついた吸い殻を見ることがあります。自動販売機には缶を回収する容器の併設がなかったり、また、犬・猫その他の愛玩動物の飼い主は、ふんなど放置、

または猫の放し飼いによる不法侵入を当たり前のように野放しにしております。町民が快適な唯一の生活空間としての居住なのに、心ない飼い主のため、不愉快な目に遭わなければなりません。ぜひポイ捨て条例をつくるよう提案いたしますが、どのようなものか、お尋ねいたします。

続いて、海田市駅にエレベーター設置と前自転車自治会についてお尋ねいたします。町民の要求が日に日に増して、エレベーターをせめて1基でも設置してほしいという声が大きくなっております。ましてや、私が前回提案をした前自転車自治会の約5,000万円と言われる余剰金を、エレベーターにこの財源をもって1基でも設置すれば、町民は大喝采であるし、だれでも納得できる手法であります。町長はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

続いて、J R 高架事業と役場庁舎の移転についてお尋ねいたします。J R 高架事業と役場庁舎の進捗はどのようになっていますか。この事業は、単独町政を進めるに当たって財源的にも政策的にも早く明確に計画決定する必要があります。この事業を明確にすることによって町民に展望を示し、夢と希望を与えることになりますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

続いて、助役についてお尋ねいたします。山岡町政誕生以来、行政のスリム化の方針でこれまでやってこられた、これも公約の1つだったわけですが、その方針のもとで、収入役を置かなくても、事務事業には指定金融納付の取り扱いもあって、理解できますが、昨年10月から助役不在はどう見ても正常ではないと考えます。そこで、お尋ねいたします。

質問1、町長の多忙な日々の消化、また、町内外への多くの対外的交渉や折衝、指導、激励等への会合には町長1人では限界があると考えます。このことを考えると、助役不在では町民に大きなサービス低下につながり、その影響を考えると、町民に多大な迷惑をかけることにつながっていると思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問2、昨年の10月から助役不在で、参加すべきところに参加できなかった具体的な事例はどのぐらいありますか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に対して答弁をさせていただきます。先ほど住吉議員にも答弁申し上げましたが、アスベスト問題に対し、8月に理事を班長としたアスベスト対

策班を立ち上げ、総務課に事務局を置き、アスベスト問題の総合的な方針を検討させております。しかしながら、この問題は影響する範囲が大変広いことから、住民の方の健康被害や健康相談は保健センターを窓口、町有の公共施設の総括的な取り組みは総務課を窓口、建築物等の問題は建設課を窓口、それぞれ対応していくこととしております。

次に、2点目の本町・県・国の施設の実態調査の公表につきましては、先ほど住吉議員で町有施設の調査の実態状況をご答弁申し上げましたが、住民の方に安心をしていただくため、検体調査の結果を踏まえ、公表したいと考えております。また、県有施設につきましては、中間集計ではありますが、8月26日に約1,200施設を対象に調査が行われ、18施設についてアスベストが使われ、早急な対策が必要であると公表されました。国有施設では現在のところ、調査中とのことであり、今後、その結果は公表されるのではないかと考えております。

次に、民間建物のアスベスト使用状況についてでございますが、現在、広島県の依頼で、昭和31年から平成元年までに建てられた1,000平方メートル以上の非木造について抽出しているところでありますが、その後、広島県は建物所有者に対して調査依頼を行い、吹きつけアスベスト使用の有無と対策について報告を求める計画でございます。

町内美化とポイ捨て防止条例のご質問でございますが、本町では年2回、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンを自治会や公衆衛生推進協議会と協働で全町的に実施し、町内美化及び環境衛生思想の普及・啓発に努めております。それに加え本年度から、奇数月には町職員による休日のボランティア清掃奉仕、また、公衆衛生推進協議会でも清掃活動事業を実施いただき、さらなる思想の普及・啓発に努めているところでございますが、一部の心ない人によるごみのポイ捨てや犬・猫のふんの放置により、多くの住民の方々が迷惑されているのも現実であると認識しております。全国でも環境美化思想の普及を目的に多くの市町村が条例を制定しております。内容につきましては各自治体によって違いはありますが、本町に合った条例を制定するよう準備したいと考えております。

海田市駅にエレベーターを設置することでございますが、現在、海田市駅周辺のバリアフリー化について検討いたしております。この検討の中でエレベーター設置を前提に検討していますので、これを踏まえて再度JR西日本との協議をしてみたいと思います。

次に、海田市駅利用者自治会の余剰金をエレベーター設置の費用に充て、自治会の残

余財産を処理してはどうかということでございますが、自治会の財産処分につきましては適正に処理されますようお願いをさせていただいています。自治会から寄附の申し出があれば、エレベーター設置の費用に充てることも選択肢の1つと考えております。

続きまして、J R 高架事業と役場庁舎の移転についてのご質問でございますが、まず、連続立体交差事業の進捗状況につきましては、現在、民間の用地買収を優先して進めておられます。海田町内での用地取得の進捗状況でございますが、面積ベースで平成17年度末では約52%となる見込みですが、用地取得については当初の予定よりおくれぎみでございます。

次に、役場庁舎の移転につきましては、新庁舎を建設する場合、現況の機能をそのまま引き継ぐだけではなく、町民の皆様の要望に十分応えられる機能を持ったものでなければならないと考えております。そのためには、現況施設の補償金だけでは難しい部分が出てくると思われますので、今後、基金等の準備も必要になろうかと考えております。しかし、基金を積み立てる場合でも、ある程度具体の目標設定を行う必要がありますので、まず本年度、予備調査をする予算をお願いしたところでございます。この調査については既に発注しており、年度末までには報告を受けることにしております。今後とも、起業者である広島県との協議を重ね、連続立体交差事業の進捗状況等を慎重に見きわめながら準備を進めてまいりたいと思っております。

助役についてのご質問でございますが、日常の事務執行や今後の厳しい財政運営、行財政改革を視野に入れば、内部事務を円滑に進めるため、助役を置きたいと考えております。現在でもその考えは変わっておりません。

次に、助役不在の影響につきましては、代理で対応したものを除きますと、式典関係2件、三次市合併記念とか、呉・音戸町・倉橋町・蒲刈町合併記念式典、また陳情・総会6件、地方分権推進総決起大会、公立学校施設整備促進全国大会、国保制度改善強化全国大会、ローカルマニフェスト推進首長連盟結成大会、自治体トップフォーラム、日本公園緑地協会定期総会、また国会議員・県会議員激励等8件、県選出の国会議員、県会議員の激励等、たくさんございます。町及び近隣市町関係7件、あさひライオンズクラブ少年サッカー大会、西中学校の道德教育研究発表会、安芸法人会互例会実行委員会、広島市消防出初め式、国保運営協議会、県民文化祭呉・安芸地区フェスティバル、老人クラブ連合会総会等、たくさんあります。これにつきましても、どうしても都合がつかない場合は欠席いたしました。また、たとえ出席できたとしても、事務の緊急性の関係

から、他の首長との情報交換を行う間もなく帰庁し、協議を行うことなどしておりますから、今後の影響はあると感じております。以上です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）まず、アスベストの問題についてお尋ねいたしますが、最近になって、これが殺人に匹敵するような、そういう認識でとらえられておるわけですね。夫の作業服を洗濯したために、それが原因で死亡するというような、知らない間にこういう問題が出てきた。過去をさかのぼれば、海田町でもそういう建物であるとか、今まで建ったところでその被害に遭って、死亡まで行かなくても、それに近いところまで行く。そうになると、じゃ、どこが補償するかという問題が出てくるわけですね。そういう事実があった場合に、じゃ、どこでどういう窓口を設置して、どういう対応をするかという問題が出てくるわけです。それを今、保健センターであるとか、総務課であるとか、いろいろ言われましたけれども、私は、医者やらそういう専門家、それらを踏まえた窓口をどうしても設置しなければならないような状況になってくるのではないかと、このことについてどう対応されるのかというのが聞きたいわけですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題は最近マスコミで騒がれ出して、県・国の対応も十分にまだできていないし、我々自治体の方にも、こうあるべきだと、こういうことをしなさいということがまだおりてきていないんです。海田町としたら、せいぜい今の時点でこういう形で調査をして、窓口をそこに開いて町民の不安を解消する以外には今のところできない、こういうふうに思っておりますので、国・県の指導とか情勢に関して、でき次第、我々もそれに対応して準備していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それは、窓口は今からの準備だそうです。じゃ、現実に関今そうであると見られる施設、これは行政として、じゃ、どうするんですか。今ある、例えば、僕が認識不足かもしれませんが、大体見て、大体そのところに使われておるんじゃないかと。それが近所に飛散して被害を与えるのではないかとということが大体想定できるんです。現実に関それはどう対応するのかというのはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在、先ほど答弁しましたように、海田町の施設の、例えば公民館とかいろんな学校施設の調査をしております。それを専門的に調べていただくのに、やはり海

田町にも10施設以上ありますので、それを専門家に見ていただいて、それに対するどういう対応をするかということの指針がまだ出てきていないんです。それから、今回そういう調べるだけの予算を今回の議会で上げさせていただいて、とりあえずとにかく把握をする。それを今度は行政の責任においてどこまで町ができるのか、どこまで県にお願いできるのかという形でやりたいと、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）確かに公的な施設についてはそうですが、民間でそういうのがあった場合に、私は町としてその受け入れ体制として、その民間の会社が直接自主申告をする。それで、実際使っているけれども、これをどのようにしようかという、その窓口も私は必要だと思うんです。だから、自主申告をするような、そういう指導というんですか、おたくは使っていないですか、使っておったら町の方に知らせてくださいと。そうしたら、町と一緒に考えて対応しましょうというような、そういうような積極的なやり方というのはどのように考えておられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは、海田町では町の関係は窓口が保健センターとか総務課とか建設課なんです、これは地域事務所の保健所の方が今その合同庁舎にあるわけです。そこが窓口になるわけです。それからまた、それが廿日市の保健所の方、今、本庁は向こうの方に行っていますので、そこと話をしながらその対応をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）民間企業がアスベストを使ったというのは大体把握できておると思うんです。それを申告してもらおうと。そういう窓口が必要じゃないかと。そうしたら、対応できるでしょう。黙っておって、人が出入りするところの駐車場にも、我々素人が見ても、そこは使われておるなというのを感じるんです。それを申告してもらおうような窓口がなかったら、向こうもそのまままあまあという形で置いて、知らん顔でもないでしょうが、そういうような窓口がないからそのままずっと来たというような経過になる場合があるので、私は町として、もし自主申告できるものならしてくださいという方向で対応したら、対策がスムーズにいくんじゃないかと思うんです。その辺の窓口はどうするのかというのを聞きよるんですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、既に県なんかは保健所を窓口にしておられるとかという、1つの命令的なものがございます。そうかといって、役場の方にもどここの施設にアスベストが飛散するんじゃないかということを聞きましても、今度は個人の財産とか会社の財産に対して町がどうかということの判断が難しいこともございますので、こういうことも含めて慎重にその対応をしていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）アスベストの問題はそのぐらいにしまして、町内美化ポイ捨て条例の問題。町は前向きに条例を制定する方向で取り組むと。実は、私はこれを出すのに悩んだのは、約1年前ですけれども、近所の人の飼い猫、これが近所周りを汚していくんですよ。私もやむを得ないから、うちの家になを仕掛けるといふか、捕獲機、これを仕掛けてやったら大変なことになったんです。その大変なことになったというのが、愛護団体から物すごく抗議を受けて非常に困ったんです。向こうの言い分もわかるし、さてそれは、人間よりも猫の方が優先するような社会も全くおかしいわけで、その基準になるような条例が必要ではないかというのが、出そうか、出すまいか、いろいろ困って、しかし、全国的にはそういう問題が問題化されて条例を制定されたというのがずっと今までの経過なんですね。ですから、私は本当に快適な生活をしようと思ったら、飼い主の、犬でも猫でもそうですが、愛玩動物を管理する責任があるんですね。猫を放すのが当然だというような顔をしてやっておられるから、私はどうしてもこれを規制するような条例が必要だと、今そう考えるんです。ぜひ早い段階でそれを具体化されて提案をされるように切に要望しておきます。具体的に前向きに取り組んでおられますから、それでいいと思います。

次に、エレベーターの設置の問題についてお尋ねいたします。JRと協議をされて今後も進めるということですが、今年の2月にもJRと交渉しても、なかなかJRの方は自分の持ち出しの部分は物すごく抵抗があるんですね。しかも、高架の事業の方が計画に中にあるわけで、二重投資をしないというのはJRが頑として離さないといふか、基本に置いておりましたので、町がやっぱりそれなりのでこ入れをしてやらにゃいかんというのが私も心にあるんです。そうすると、10年か15年経過をしてJRの高架事業ができるわけですが、町としても二重投資をするという感じにはなるわけですね。しかし、今まで駅前の自転車の余剰金が5,000万ある。これは町が土地を貸して自治会のそうい

う余剰金をつくっておる。この5,000万を使って1基でもというのがね。町が単独で金を出してバリアフリーのために1基でもつける、これはこれでいいとしても、私はあの5,000万をやっぱり利用して、選択肢の1つではなくて、それを原資にして今のエレベーターの設置、私はそこに重点を置くべきだと思うんですが、全く相手があることです。から、期日を決めてJ Rと交渉するのに、くれるものか、くれんか、わからんようなものを交渉しても、それは時間のロスやいろいろ、町としても子どもの小遣いではないんですから、それははっきりさせにやいかん。私は前回でも、法的な手段でやったらどうかという。私もいろいろ調べてみたら、法的にはいろいろこれもまた問題があるんですね。私どもが横領罪で訴えても、期日が決まっていないから、訴えたわ、何ぼか寄附したわということになれば、今度は逆に我々の方が名誉毀損とかそれ以上の問題が発生するということになって、やっぱり基本的にはお互いが納得し、町民のそういう応援も得てやるというのが一番いい方法だというように思うんです。その立場に町長が立つかどうか。今までの姿勢を見ておったら、今でも答弁の中に、寄附の申し入れをすると。向こうが寄附を申し入れてきたらそれをやるという、こんな姿勢ではちょっと先が見えにくいんですがね。町長が頑として、この財源をもとにしてエレベーターを1基でも設置すると。今、厳しい財源の中で町の純然たる一般会計からの持ち出し、これもやむを得ん場合もあるかもしれませんが、しかし、その寄附をもらってやったら、町民は大喝采ですよ。その立場に立つかどうか、町長にお尋ねするんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、さきの6月の議会でも崎本議員から、エレベーター設置、バリアフリーの駅前の関係についても、私も非常にエレベーターをつけるということは大賛成なんです。以前から、担当の都市整備課の方から自治会の会長さんの方へも、機会があるごとに行って話をしてもらって、1週間前に私は直に会長さんのところへ行行って話をした経緯もございます。その中にも、金銭的なことをあれこれ言わずに、とにかく何とかいい話をしてくださいということで話をしてくれております。そして、今ご指摘のように、エレベーターの設置というのは、連続立体交差の事業が大体15年ぐらい今からかかるようなんです。じゃ、それまで町民に不便をかけてええかという問題に対して、今、佐中議員がおっしゃるようなことからいけば、一日でも早くエレベーターの設置は1基でもつけたいという気持ちは十分に持っています。そうした中で、J Rがあることですし、J Rと一緒に、できたら強力にまた議員の皆さんも応援していただ

いて、一緒にＪＲの方に陳情したりお願いをしたりして、それじゃ、いつまでＪＲは責任を持てるのかというぐらい強硬な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）具体的に聞きますが、６月議会であれだけの提案をしながら指摘をしたんですが、その後、宗平さんと会われて交渉されましたかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）２回ぐらい。先月も１週間前にも会って話をしました。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）どういう話をされたんですか。それで、宗平さんはどう答えておられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）個人的なプライバシーの問題もあるかもしれませんが、会長さんには私は、いい形で先生の名前を残していただくような方法で何か町にひとつ協力ができないものかというふうな形で、今おっしゃったような訴訟とか何とかという問題じゃなしに、穏便なうちにその形ができればいいという形の話は前向きにしていきたいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）しつこいようですが、その感触は、この１年以内とか、あるいは半年以内とかというのはどう受け取っているんですか、町長は。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは今まで何遍も交渉したことが実っていないのは事実なんです、しかし、これも交渉しないと、努力の結晶がないと、ただ話だけではいけませんし、何かいい方向で、議会でも済んだらまた役場へ来てくださということも話して、ひとつ協力を願うことを願って交渉をさせていただいていますので、しばらく待っていただきたいと思うんですが。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）ちょっと待てというのも、やっぱりどこかで思い切った措置が要すると思うんです。我々も議員有志で告発というのもいろいろ考えて、今まだ研究中なんです。その前に町がやっぱりやるべきだろうと思うんです。議員が、あるいは一町民が告発をするよりも、町そのものがね。やっぱり町の施設を使って、町に因果関係があって利益を生んでおるわけですから、そこを通り越して一町民や議員がやるのも、何か１つも２

つも飛び越えたやり方だと思うんですが、その辺の法的な手段を踏まえての考えを最後に聞かせてください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）海田町にも、ご承知のように、顧問弁護士という方がおられます。そういう方にもいろんな協議をしながら、相談をしながら、いい方向での解決に向けての努力をしたい、こういうように考えています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）エレベーターの問題はそれでおきますけれども、しかし、何回も同じ答弁ですね。いい方向でやるとか、顧問弁護士とか、同じような答弁がずっと返ってきておるんです。どこかでやっぱり節目のときに強硬手段を出さないといかんという、それを期待しておきます。

続いて、J R高架事業と庁舎の移転の問題。単独町政をこうして位置づけて頑張ろうということになっておるんですが、町民の一部からではありますけれども、町のまちづくりが見えてこないというのがあるわけです。私は、合併しなかったから第3次の海田町の総合基本計画をもとにした、そういう計画が中心であるというような認識もあり、そういう説明をしておるんですが、しかし、当面J R高架の問題、特に合併問題では区画整理も入れたら50何%、60%近いものがそのウエートを占めておったんですね。単独町政でいく場合に庁舎とJ R高架の問題、これをやっぱり町民に示さなきゃいかんと。ずるずるずるずるいって1年も2年もたって、まだそれが解決できない。そうしたら、三位一体の問題とか先ほどの決算の問題でもいろいろ国の財源の問題で、なかなか当初の計画どおりいなくて財源が絞られる。海田町は自主財源がいいから、地方交付税の減額がよそよりも率は恵まれておるんです。少ない割に減らされるわけですから、よその町村に比べれば恵まれておるんですが、そういう面で、本当に単独町政の一番のまちづくりの基本、これは今言う、合併をしたそのときの計画と単独町政、これは一致しておるんです、J R高架の問題と役場庁舎。役場庁舎は別としても、しかし、負担が少なくて建設の条件はあるわけですから、役場は町民に展望を示してほしいと思うんです。これがなかなか見えてこないから、海田町は将来どうなるのかとか、あるいはJ Rの高架で行き詰まるのではないかと。区画整理の事業の問題は縮小されて、その展望は大体今までの論議の中で示されておるから、私は町の負担が少なくある程度の開発ができる、それはそういう認識でおるわけですが、しかし、町民にそのことを知らせていないんで

すね。だから、町長が庁舎の移転とＪＲ高架はこうなんですと明確に出してほしいと私は思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）庁舎の移転の問題につきましても先般から、７月ごろから県庁の方の担当者の方の協議を持ちたいと言って再三申し入れておりまして、私の方から行くと言うたら、向こうから来るとかというようなことでありまして、盆明けに担当者の方が来られて、そういうことの我々の考え方もある程度述べました。それから、現在、６月、この庁舎の問題で基本設計というんですか、計画のお願いをしています。その計画は大体、さっき答弁しましたように、年内ぐらいにはできるんじゃないかと。それを踏まえて、ＪＲの高架の問題、庁舎の問題を含めて、ある程度指針をはっきり出していきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）続いて、助役の問題についてお尋ねします。助役が４月に提案されて否決になって、私は本当に町長のそういう女房役として一定の位置づけが決められておる助役を置かんかったら正常なまちづくりができないというように思うんです。いろいろ苦勞されて今まで来ておるわけですが、例えば昨日みたいな台風のときに町長１人で、１人ということはないけれども、しかし、それなりの役付の人がやっぱりそれなりの判断をしながら進めていく、そのためには助役はどうしても必要だし、対外的にも私はそうだと思うんですがね。その中で、いろいろ先ほども多くの、町長１人で困難がいっぱいあると言われましたけれども、私はその位置づけを、今、理事さんがおられますけれども、もっと議会の中で、助役がおらんかったらいろんな障害があつて町民に物すごい迷惑をかけておるといような、節々にそのことが出てきてもいいと思うんですが、町長は何かゆったりしたような感じで、なかなかそのことが私どもに伝わらるので、ぜひそのことも強調してほしいと思いますが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先般にもいろいろ話の中で、私も生身でございますので、いつどうなるかわからない、そのときにはどうかということとは地方自治法なんかでも、後ほどまた答弁することにしておりますが、非常に山積した問題がたくさんあります。そういうことを含めて、とにかくそういう諸施策に対して前向きに検討してやっていくためには、早いうちに議会の皆さんの理解を得て助役の選任をさせていただきたい、こういうように思

っております。

○議長（原田）次に参ります。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は、大きく分けて3点ばかり質問させていただきます。

第1問、福祉・厚生事業等について。

その1、介護保険制度と障害者支援費制度との統合一体化の是非について議論が集中しております。このことに関して町長の所見を伺うものでございます。また、これが実現した場合、海田町への影響等についてはどうでしょうか。

その2、交通バリアフリー法、これは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、平成12年制定です。及び建築バリアフリー法、これは高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、平成6年制定の分ですが、これはハートビル法とも言われております。それに規定されている地方公共団体の努力責務について町長の所見を伺うものでございます。また、交通バリアフリー法に定める基本構想の作成について町長の所見を伺います。

その3、今後における高齢者福祉・医療の一重要施策として介護予防事業が上げられております。公営プールの有効活用、介護予防事業に係る強化・具体策について問うものでございます。

大きな2番、行財政改革についてでございます。

その1、最近、小さな効率的な行政とよく言われておりますが、海田町の行政改革面についてはどうでしょうか。

その2、限られた予算の中で海田町民に対し最低限必要とされる行政サービスとは何か、町長の所見を伺います。また、アウトソーシングの限界についてはどうでしょうか、それを問うものでございます。

その3、海田町行政改革大綱の4つの重要事項の整合性をも考慮して、定員内職員と定員外職員とのバランスについての考え方はどうでしょうか。また、定員外職員の給与体系に関する基本的な考え方についてはどうでしょうか。

大きな3番、海田市駅南口土地区画整理事業等について。

その1、東地区約2ヘクタール先行整備事業及び西地区約3.8ヘクタールのまちづくり事業について、各々その後の進捗状況はいかがですか。

その2、東地区先行整備事業の計画を策定するに当たり、法令的にも町政運営面から

見ても乖離し、かつ形骸化した現行土地地区画整理事業計画にこだわり、継続しようとするのはなぜですか。

その３、東地区先行整備事業を進めるに当たり、西地区への影響、留意事項等についてどのように考えておられますか、町長の所見を伺うものでございます。

その４、東地区先行整備事業及び西地区まちづくり事業について、各々いかにどの財政負担（概算）額を予測しておられるのか、お尋ねします。また、その充当財源についてはどうでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に対して、まず、福祉・厚生事業等についてでございますが、１点目の介護保険制度と障害者支援費制度の統合につきましては、以前から両制度の重複するサービスの部分を介護保険に統合する案が厚生労働省において審議されておりましたが、制度改正の具体化までには相当な準備が必要であることから、協議がまとまらず、昨年末に見送りとなった経緯があります。このような具体的な想定ができない状況の中では海田町への影響についての判断は難しいものでございます。

２点目の交通バリアフリー法の地方公共団体の責務と基本構想の作成につきましては、交通バリアフリー法において地方公共団体の責務として、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定するためには、ＪＲ西日本と協議しなければなりません。ＪＲ西日本としては、海田市駅は連続立体交差の事業区間内にあるので、現段階でバリアフリー化をすることは二重投資となるので、駅のバリアフリー化は困難であるという見解です。基本構想は、ＪＲ西日本と協議が調わないと策定することができません。しかしながら、町としましては駅周辺のバリアフリー化は進めていく所存でございます。

建築バリアフリー法における地方公共団体の責務についてでございますが、ご質問のように、ハートビル法において地方公共団体の責務として、地方公共団体は国の施策に準じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならないとされています。だれもが住みやすいまちづくりに向け、公共施設については当然ながら、民間建物についてもハートビル法、県の福祉のまちづくり条例に基づいた指導をしています。

３点目の介護予防事業につきましては、連日、福祉センターの健康増進プールには高

齢者を中心に大変多くの方々にご利用いただいております。あわせて、プールを活用した水中健康教室、水中ウォーキング教室にも多くの参加を得ております。また、国においては今回の介護保険制度改正において現行のサービスを再評価、見直しを行い、介護認定者の割合の高い軽度者の特性に合った、より自立度を高めるサービスへの転換を図るため、介護予防効果のある新たなサービス等が予定されております。具体的には、筋力トレーニング機器等を使つての、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新予防給付のサービス等が加わり、今以上に個々の介護認定者に応じた適切なサービスプランを作成し、介護状態が改善するメニューが充実するものと考えております。もちろん要介護認定者以外を対象とした介護予防事業につきましても、寝たきりや要介護状態に至る状態を考慮し、運動器の機能改善事業として健康増進プールを活用した水中健康教室や、室内での運動を中心とした転倒予防教室をはじめ、認知症予防事業、栄養改善事業などを実施していく予定でございます。

行財政改革についてでございますが、まず1点目の小さな効率的な行政につきましては、行政改革大綱にお示ししてありますとおり、行政資源を有効に活用し、身の丈に合った簡素で効率的な行政運営を推進していくことが重要であると考えております。国が提唱しております小さな政府同様、これからは個人の自己責任を重視し、行政による施策を最小限にとどめるとともに、地方分権時代にふさわしい行政サービスへの転換を目指して取り組んでまいります。

2点目の行政サービスとは何か、またアウトソーシングの限界についてでございますが、まず、行政サービスは、その価値を評価する住民の視点に立ったサービスを提供していかなければなりません。住民の満足度、納得度が重要であるとともに、サービスの質に大きく影響する職員の意識改革や効率性の高い行政経営に取り組む必要があると考えております。

また、アウトソーシングにつきましては、住民の皆様に提供する行政サービスの質や利便性の低下を招かず、経費の削減が見込まれるもの、このどちらかが優先されるものではなく、両方が満たされることがアウトソーシングを行う場合の判断基準であろうと思います。しかし、現在、多くの自治体が厳しい財政状況を踏まえ、スリムな行政経営を目指してアウトソーシングを進めているのが現状であり、本町も決して例外ではなく、積極的に推進していく必要があると考えております。

3点目の職員の定員等につきましては、今回の行政改革大綱を踏まえ、定員内の職員

については定員の適正化に向けた職員の削減や採用計画により縮減を図っていくこととしておりますが、その中で不足する部署については嘱託職員や臨時職員を必要に応じて有効活用することとしております。また、指定管理者制度を計画的に導入する見込みであることから、保育所のような臨時職員の多い部署は指定管理移行後は正規の職員で対応できると考えております。今後予定される権限移譲について明確ではございませんが、今回の職員の縮減計画に含めておりません。権限移譲が明確になり次第、修正を図りたいと考えております。定数外職員の給与体系につきましては、これまで臨時や嘱託職員の賃金や報酬は最低賃金をもとに近隣市町の状況も踏まえ定めており、平成7年ごろからこれを改定しておりません。近年の職員の給与改定状況や町財政の状況から、単価の増額見直しは難しいと考えております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございますが、1点目の東地区の先行整備事業及び西地区のまちづくり事業のその後の進捗状況につきましては、現事業計画を見直し、東地区を先行整備するためには、都市計画変更や事業計画変更などの法的な手続きや、過去に受け入れた国庫補助金の問題並びに西地区を含めた全体のまちづくり計画が必要であり、現在、国や県との調整中であり、最終的な整理までには至っておりません。

2点目の、東地区先行整備事業の計画策定に当たり、形骸化した現行土地区画整理事業にこだわり、事業計画を継続しようとするのはなぜかでございますが、東地区先行整備事業は、海田市駅南口地区を町の玄関口及び中心地にふさわしい地区にするため、公共施設の整備、駅前の立地性を生かした土地の有効利用を図るための基盤整備事業であり、広島市東部連続立体交差事業と一体となっていくものです。現計画を見直す中で東地区を整備する手法としては、区画整理事業による基盤整備をすることが最良の手法と考えております。

次に、3点目の、東地区先行整備事業をするに当たり、西地区への影響、留意事項についてどのように考えているのかでございますが、西地区においては、既存の道路や公園などの公共施設を整備し、また、現在の地形・土地利用を生かして沿道環境や居住環境を整備することにより、地区内にお住まいの方々が今後も住み続けられるまちづくりを目指していきたいと考えております。よって、今後は権利者の方々の意見をお伺いしながら西地区のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

4点目の東地区先行整備事業及び西地区まちづくり事業につきましてはどのくらいの

財政負担額を予測しているのかでございますが、6月定例議会で申し上げましたように、現事業計画を大幅に下回ると予想され、財政面での負担は軽減されると見込んでおります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）順次再質問をさせていただきます。第1問の福祉・厚生事業等についてのその1の介護保険制度と障害者支援費制度の統合一体化の議論については、今までいろいろ町長のご説明がありましたけれども、今回、延び延びになっているので、来年の4月をめどに論議が闘わされているわけでございます。その論点を見ますと、障害者支援費制度は本当に必要な予算額の確保がなされないまま、見切り発車的に導入されたがゆえに、本来なされるべき支援が極めて困難な状況に近づきつつあるということがまず第1点。この予算不足を一気に解決する対策として、介護保険料の徴収年齢、それを引き下げていくということを軸に議論がなされているようでございます。また、高齢者と障害者とが期待する支援内容の違いから、本当の意味での合意ができるのか、これは予断を許さない。今、町長がおっしゃったとおりです。これは、高齢者は在宅支援が主なんですけれども、障害者は社会参加、特に就労支援を最重要課題として考えておりますし、さらに、身体障害者と知的障害者、精神障害者との間では従来と今後のあり方に際し、見方が異なっていること。その上、介護保険は若いときに保険料を払っておき、高齢期に問題が生じたら支えてもらうという仕組みで、保険料支払いに見合う権利と理解しやすいんですけども、障害者支援費制度では、徴収年齢の前から障害を持っている場合にはその論理が説明できないという難しさがあるというようなことを言っておられるわけです。これらの論点と海田町の高齢者、障害者の現況を踏まえて、そのあり方、影響等について町長の所見を、簡単に結構ですから、もう1度伺います。

それから、2の行財政改革について、その1の小さな効率的な行政のことでございます。6月の中旬に策定予定であった海田町行革実施計画書が大幅におくれて、町行政の行革への取り組み姿勢に懸念を持ちかねないような状況でございます。今から申し上げます行革に関する再質問に対してはこの実施計画書の具体的説明も兼ねてご回答をお願いしたいと思います。小さな効率的行政という文言についてはスモールガバメント、要するに今、町長のおっしゃる小さな政府、チープガバメント、安価な政府から由来しているものと考えますが、地方分権後、政府に限らず、地方自治体もこれらの政府と同じく、財政を効率的に運営することにより歳出を極力抑制し、行政規模を縮小する、すな

わち自治体の仕事を減少して、減税等、住民の負担の軽減を行い、民間の活力を高めようとする政策と私は理解しております。町長の一大公約であります行革においてこれらのことは基本的、根本的な理念となりますので、この辺の考え方、関連性についてどのようなになっているのか、町長の明瞭なご回答をお願いするものでございます。

それから、問い3の海田町南口土地区画整理事業等についてのその1、東・西地区整備事業の進捗状況についてでございます。2月定例議会で東地区先行方針の表明がありました。東・西地区各まちづくりについて窪町住民への説明会がございました。それから半年が経過しております。各々のまちづくり事業は予定どおり本当に進展しているのでしょうか。進展していないとすれば、問題点、課題となっていることは何でしょうか。そして、これら問題点等の見通しはどうなんでしょうか。定例議会でも説明会でも住民の皆様方と話し合いを進めながらやっていくという明言をしながら、この半年間、説明会もなく、新事業に係る町の考え方、進め方については町が一方的に進めるとともに、新聞等の報道が先行して住民は置き去りにされている感がございます。町長のお考えをお聞かせください。まずその3点から。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）今回の統合の問題でございますが、これは平成18年度の介護保険の改正の中で社会保険審議会介護保険部会の方で審議されておりましたが、その中で保険料の徴収年齢の引き下げが検討されておりました。しかしながら、これは諸問題がございまして、今回の改正からは見送られまして、また、介護保険の改正案も成立いたしまして、その中の附則で、社会保障制度の一端的な見直しとあわせて検討し、その結果に基づいて2009年度をめどに所要の措置を講じるという検討項目を設けて改正されております。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）それでは、行革についての大きなテーマでのご質問でございますけれども、確かにおっしゃるように、予定をオーバーしておりますので、その点につきましては内部調整に非常に時間がかかっているということで、おわびを申し上げたいと思います。これにつきましては、町長の行政報告にもございましたように、今、最終的な詰めに入っておりますので、本議会が終わって早々に内部の詰めに終了させていただいて、できるだけ早い機会に皆様方にご意見を賜る報告をさせていただきたいというふうに考えております。

テーマの、小さな行政をどういう考え方でどう進めるのかというふうなご質問でございます。非常に大きな受けとめ方のご質問でございますので、戸惑うところもございますけれども、いわゆる国の方針に基づいた小さな行政を進めていくという点について、また、大きな政府、小さな政府のあり方とか、今後の行政のあり方については今確かに議員のおっしゃるような考え方であろうと思います。国の方で現在、ご指摘のとおり、構造改革を強力に進めていくというふうな方針のもとに、規制緩和をはじめとして大きく踏み出しておるところでございます。それを受けて国では各地方自治体に対しても、行革の新たな指針を示してそれを進めていくようにという考え方でおります。その指針を受けながら我々の方も大綱を策定して実施計画を策定しておりますので、基本的には今おっしゃるような考え方のもとに、海田町の実施計画なり行政改革大綱策定についても、それを踏み外すことなく進めていくというふうな基本的な考え方で策定に当たっているというところでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁申し上げましたように、駅前の区画整理事業の問題は、事業変更などの法的な手続きや、過去に受け入れた国庫補助金の問題等の整理がまだできていないんです。これができないと前へ進めないということで、先般も、先月、国土交通省の方から調査にも来られたりしまして、橋上駅から地域はこういうふうに変わりますということの説明をいたしております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）問い1の福祉・厚生事業のその1の回答が改正のことを言って、だれも改正の話をしたわけじゃないのに、勝手に問題を介護保険の改正の分とすりかえて回答なさっているのはおかしいと思うんです。時間がないので、その辺だけ注意をしておきます。

次に、福祉・厚生事業のその2の方に移ります。町長のご説明がありましたけれども、自治体の努力責務と基本構想の話ですね。おっしゃっているように、交通バリアフリー法の第20条の第4項で、今、町長がお答えになった条文がございます。それから、ハートビル法では第18条、長ったらしい法律ですけども、その18条で、おっしゃったような、促進するよう努めなければならないということの条文がございます。そこで、これは問題解決の基本姿勢を示すものですから、町長はそれに対してどういうご決意をなさっているのかということを質問したわけですから、その辺をお答え願います。

それと、後段の基本構想の話です。これは先月、8月9日だったんですけども、中国運輸局の鉄道部に研修に参りました。要するに、バリアフリー法のエレベーターのことです。そのやりとりに関係ありますので、詳しく質問を申し上げます。交通バリアフリー法では、ご覧になったかと思うんですけども、第6条の第1項で、市町村は基本方針、これは国が定める基本方針に基づき、単独で、または共同して当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑に係る事業の重点的かつ一体的な推進に係る基本的な構想、以下基本構想と言うと書いてあります。これを作成することができると思います。その基本構想には、次に掲げる事項についてということで、第2項で1号から4号まで書くようになっているわけです。それで、第6条の「基本構想を策定することができる」と任意規定になっているんです。任意規定になっているんですけども、この基本構想を受けて、これからが大変なんです。第7条第1項で、第6条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共事業者等、これはＪＲとか軌道経営者みたいなもの、その定義がございます。これは法の第2条の第3項で1号から7号まで事業者等については定義があります。単独で、または共同して当該基本構想に即して、公共交通特定事業を実施するための計画（以下、公共交通特定事業計画）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。そうしないとだめだと書いてあるんです。もうお読みになったと思うんです。それで、第7条の第2項に公共交通特定事業計画には次に掲げる事項について定めると書いてあります。それで、エレベーターとかエスカレーターとかというのは公共交通特定事業の中に入っているんです。それは法第2条の第9項の第1号にちゃんと、特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化を図るための設備を整備する事業と書いてあるんです。ここに初めてエレベーターとかエスカレーターという定義が出てくるんです。だから、要するに、先ほど来申しているように、基本構想を定めることができると言って、それは今、町長にご質問申し上げた努力責務、それがあから、その基本構想をつくって、それを受けてＪＲとか何とかが公共交通特定事業をやるんだというように義務づけているんだと私は解釈しているわけです。もう長々となりましたけれども、それぞれ第2条に、今申し上げた文言については定義がございます。そういうようなことでいろいろ定義されているわけです。

先日、中国運輸局の調査で局側から、この公共交通特定事業計画はどうなっているんですかと聞いたんです、相手が。事業計画がどうなっているかと言われても、私もわか

らないわけです。それで、海田市駅のエレベーターとかエスカレーターの設置に関する、現況下においてこれらの法的措置との関係はどうなっているんでしょうかということでも質問申し上げたわけですが、この趣旨は。この法令の規定には関係ないんだと、それでもできるんですよということがあったら、教えていただきたい。私も不勉強だったのかも知れませんが、こういう手続きをしないで、5,000人以上おりたりあれしたりすることばかりに気をとられて、そっちのことばかり言うものだから、運輸局の方はこういう手続きもしないで何を言うかというような顔をして引き延ばしているのかどうかという気がしたんです。そういうことで、その法律関係がどうなっているのかをまず。6条、7条の関係。具体的には2条に具体的な説明があります。エスカレーターとエレベーターの施設の問題等、皆あります。いや、そうではなくて、これとは無関係に、5,000人以上あればできるんだよという、町長との、何というんですか、補助金とかそういう関係で交渉の中で何かできる方法があるのかどうかということです。長くなりましたけれども、そういうことです。

それと、2番の行政改革のその2ですけれども、必要最低限の行政サービスとアウトソーシングの限界についてですが、これは1との関係で、歳出を効率的運用により極力抑制するといっても、限度があると思うんです。それで、町が住民にどうしてもやらねばならない行政サービスにはどんなものがありますかということなんです。よく言われます、すべての国民が保障されるべき最低限の行政サービス水準、いわゆる国の施策でありますナショナルミニマムですね、それは地方自治体として特有の政策、それで、海田町から出した政策であって果たせないもの、固定費的なものを挙げていただきたいわけです。そういうことによって、最低限の行政サービスが行財政改革の下敷きといいましか、原形となってスタートして、行政の優先順位に従って行革を進めるべきじゃないかと、そういうように考えたわけです。同様に、アウトソーシングによっても、すべて外注なり部外調達になれば、町行政不要論まで出かねません。法令上、条例上、自治体特有の業務事務がありましよう。要するに財政なり人事権もあります。すなわち、地方行政の執行上の権限なり責務の関係から、各自治体の特性に応じた、その自治体ならではの独自課題もありますし、おのずからアウトソーシングの範囲が定まってくるんじゃないかというように思うわけです。その点で基本的な考え方についてお願いしたいということなんです。

それから、海田町南口土地区画整理事業等について、形骸化した現行の区画整理事業

へのこだわり、執着はどうしてでしょうかということです。6月定例議会でも質問申し上げているので、余り言及はしたくないんですけども、取りまとめて申しますと、事業の先行ではなくて、これは明らかに新規事業への変更ではないか。先行じゃなくて変更ではないんでしょうかということなんです。それは法令制度面から見ても、事業区域の細分化、地権者の心証、4人ぐらいしかなくなってないわけですね。西地区の事業の運行を危惧しと、こうおっしゃっているわけです。改めて東地区の計画を再構築するという点、現行区画整理事業計画はもう進めませんというような説明会での説明、区画整理審議会の存在価値という、レーゾンデートルといいますか、それが全く異質なものに変わっていますというようなこと、それから、町行財政上の問題としては、これも今年の5月26日の中国新聞の朝刊で「総合基本計画後期5年間、海田町が見直しを行いました。そこで、大型事業再検討で、広域的な視点に立ってやります。完成時期等についてマニフェスト的な発想であります。住民とのパートナーシップを重視します。補助金には頼りません」というようなことが書かれているんですけども、全く逆行していると思うんです、今のやり方は。それと、JR立体交差とは今まで町長は一体化ということで進めてきたんですけども、今回はもう一体化の事業とはみなさないという点。予算財源についてもはっきりとしたことがまだわかっていません。そういうようなことがいろいろございます。そういう点から見て、今述べたことにかけて加えて、この8月5日の中国新聞朝刊に「海田市駅南口区画整理一部先行整備へ」という見出しで、ご覧になった方もあらうかと思えますけれども、その記事の中で「残る住宅地の西側3.8ヘクタールについての見通しは不透明。区画整理の手法に頼らないまちづくりを検討する方向で県と協議している」と書いてある。「ただ、事業変更が認められても、5.8ヘクタールの都市計画区域そのものが残り、建築制限が続く」というような記事が載っているわけです。これは説明会等なんかと全然内容が違っています。この記事から見ても、まさに東・西地区ともに区画整理の手法に頼らない、実質土地区画整理法によらない新規事業そのものじゃないでしょうか。現行区画整理事業計画、事業決定は白紙還元して、ほかの開発法がいろいろあるんですよ、適用すべき。その適用すべき法令によって進めればいいんじゃないでしょうかということなんです。別に反対するわけじゃございませんから。ほかの法律でやらないで、今の形骸化したような現区画整理にどうしてこだわっているんでしょうかという質問です。まず、その3点をよろしくお願いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）先ほどの１点目の介護保険制度と障害者支援法との統合一元化についてご答弁申し上げます。町長もご答弁しましたとおり、また福祉課長も申しあげましたように、平成18年度からの介護保険制度改革の中で障害者支援法を一体化としたという議論がなされたのは事実でございます。しかしながら、その議論も16年度には一応見送られた形になっておりまして、平成18年度からの介護保険制度はその支援法を除く従来の形のものでスタートする形になっております。そうした中で、介護保険制度から申しますと、現在の40歳からの１号被保険者、２号被保険者の方々の保険料負担を少しでも和らげるという意味もありまして、20歳からの年齢を下げたというふうな議論がなされまして、それがなかなか経済界等の理解もいただけなかったということもあります。しかしながら、先ほど福祉課長も申しあげましたように、今回の介護保険法の一部改正の附帯決議の中に被保険者の対象範囲の見直しを図るなどの要件が含まれておりますので、今後、国においては今の障害者福祉制度の見直しを図りながら、負担と給付の対象拡大問題を含めた妥協策を提案されるなどにより、介護保険制度との一元化を目指す方向で引続き審議がなされるものと考えております。以上です。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）交通バリアフリー法に伴う基本構想についてご答弁申し上げます。この基本構想につきましては、議員ご指摘のとおり、公共団体、市町村の方で基本構想を作成することができるというふうになっております。しかしながら、このものにつきましては、いわゆる鉄道事業者、県の公安委員会、道路管理者と、３者の協議会を設置しながら基本構想をつくっていくものでございます。それで、その基本構想に基づいて、重点地区として駅を中心とした５キロから１キロ範囲内を整備するというものでございます。その中にバリアフリーとしていわゆるエレベーター、エスカレーターがあるということになっております。しかしながら、今、ＪＲ西日本と協議するに当たって、先ほど町長も答弁しましたがけれども、連立がある中で二重投資はできないということで、なかなかこの基本構想自身にも乗ってきていただけない状況がございまして。その中で海田町が基本構想をつくるということは非常に難しいことだと思っております。しかしながら、町長の方も答弁しましたがけれども、いわゆるエレベーター設置に向けては検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）行革の方の質問でございます。今の桑原議員のご意見で、

いろんな考え方があると思います。ああ、そうかなというふうに思いながら聞かせていただいたんですが、ただ、大綱実施計画を策定するに当たって、おっしゃるような、固定的な経費がこれだけだから、あとはこれだけなので、これを幾らというふうな出し方ではございません。法定のものについてはもう海田町独自でつけない部分がございますので、これは当然義務経費です。海田町の中の事業としてつづけるのは、法定外で上乗せをしたり、あるいは町単独事業として事業展開をしていったりというふうなもの、それから、当然人員の問題、そこらについて再度洗い出せるものは、各課からすべての事業についてもう1度見直した上で洗い直しをしていただいた上で、まず行革提案事項として出していただくという手法の中で取りまとめて、それぞれの項目について各課とヒアリングをしながら策定したという経過がございます。総体については、先ほど申し上げましたように、いずれにしても財政の健全化に向けての現在の状況、18、17年度の決算を踏まえた推移等も含めて状況を説明させていただきますので、そこらでまたいろんなご意見をいただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）東地区の先行整備、土地区画整理事業における問題ですけれども、このものにつきましては、東地区先行整備を行うに当たって、区画整理事業の縮小した事業の一環としてとらえております。そうしないと、いろいろと、今言ったように、区画整理事業を白紙にするということは非常に難しい問題になっております。しかしながら、どうしても町としては整備していきたいという中で、東地区を縮小して先行整備をしていくということにして方針を決めております。それで、西地区について、先ほど桑原議員が8月5日の新聞記事の中で、建築制限がとれないのではないかとされていますけれども、県との協議の中において東地区の事業計画の変更が調い、西地区のまちづくりについてもある程度のものができれば、いわゆる建築制限の緩和ができるのではないかとこのご返事はいただいております。以上です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何か核心をついた答弁がないんですけれども、時間がないので、次に進みます。福祉・厚生事業等のその3、介護予防事業についてですけれども、介護保険制度実施以来初めての大改正でございます改正介護保険法、今説明がありましたけれども、本年6月22日に参議院本会議で可決・成立しました。改正のポイントは、大きく分けて4点ございます。その筆頭に介護予防サービス、新予防給付の創設が上げられておりま

す。しかし、このことは平成15年、一昨年6月に厚生労働省老健局長の私的諮問機関でございまして高齢者介護研究会が発表した2015年の高齢者介護の報告書がございまして、昨年の7月に同じく厚生労働省の社会保障審議会が介護保険法に定められた法施行後5年後の見直しに当たって3項目の基本的な視点を発表して、介護予防を前面に出して、身体介護から痴呆介護に軸足を移すなどのサービスモデルの転換が打ち出されたのはご承知のとおりでございます。これらの報告書の中で、今説明がありましたけれども、筋力トレーニングとか栄養改善指導等により、重い要介護状態になるのを防ぐ新予防給付の創設など、介護予防重視のシステムの転換が既に一昨年から動いているわけです。それで、改正法成立後も3カ月近くが経過しておりますので、海田町としてはプールも、この前の質問のときにはプールの利活用だけみたいなことをおっしゃっていたんですけれども、プールの利活用以外にできるものとして、今後、対応策はどのように考えておられるのか、それを聞いたわけでございます。

それから、行財政改革についてでございますが、その3の定員内と定員外のバランス論の問題、それから定員外職員の給与体系についてでございます。定員外職員に関しては6月定例議会で立派な回答をいただきました。私は、行革は作文や口先だけで到底できるものではないと思っております。定員内・定員外職員のバランス論を展開するには、その職員数のバランスの割合、そういうことはもちろん、重要検討項目でありますそのバランス論を立てる人員計画ですね。その場合には退職率の問題、新規採用の問題、職務種別、職務の内容、仕事量、最適配置の問題、配置転換の問題、待遇、これは給与ばかりではございません、勤務時間なり福祉、医療、年金などの社会保障的なものの適用、定員内、定員外のバランスがとれた人員計画ができれば、とてもできるものではないと考えております。だから、行革実施計画書との関係でその辺をどのように踏まえておやりになろうとしているのか、ご回答をお願いしたいと思います。

後段の定員外職員、要するにパートですね、パートの給与体系の考え方について。4月の毎月勤労統計によりますと、正社員3,243万人、相対的に賃金の低いパート社員数が1,065万5,000人、約4分の1です。4人に1人のパート職員がおられます。これは95年6月以降、9年10カ月ぶりにパートの職員はダウンしております。理由は、時間がありませんので、申し上げますけれども、パート職員の給与賃金は労働市場での就業形態の変化とともに、低賃金によりワークシェアリング的な役割を果たしていると言われ

ている一方で、厚生労働省が平成15年秋に出しました改正パートタイム勤労指針というのがございまして、正社員であれ、パート職員であれ、基本的には同様の労働条件とする均衡待遇を求めているわけでございます。これは賃金だけでなく、昇進などを含む処遇全般にわたる均衡でございます。ただし、パートタイマーはみずから選んだ労働時間で働ける、転勤がないといった、正職員にはない条件も享受されているわけですから、そういった条件の違いを反映した差異は認めております。いずれにしても、大手スーパー等ではパートタイマー社員と正社員の資格制度を一本化する動きが出ております。海田町はこれらの最近の動向を踏まえて、実施計画に定員外職員の給与体系の基本的な考え方についてどのように反映されているのか、それを質問しているわけでございます。

それから、最後の区画整理事業等についてですが、その3の東地区先行事業の西地区への影響懸念のことでございます。東地区事業の具体的な整備内容・方針がまだ明確にされておりませんので、何とも言えないと思いますが、要するに日照権とか騒音、大気汚染などいわゆる環境問題、それと駐輪場の問題、道路の問題、あそこの千葉倉庫の近くに走っています下水道の問題等、西地区の日常生活に与える影響等が具体的な問題があります。また、それらの対応策について町長はどのようにお考えなのか、それを問うものでございます。

それから、最後にその4の予算の概算予測でございますけれども、西地区・東地区整備事業の財政負担概算額と充当財源について、行政改革に与える影響度合、その対応策についてどのように考えておられるのか、問うものでございます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）まず、介護予防についての再質問に対してご答弁申し上げます。

介護予防につきましては、従来から予算委員会等で桑原議員にはいろいろ説明させていただいておりますけれども、介護予防と申しまして、介護保険というふうな形ですぐ結びつく言葉になってくるわけでございますが、予防でございますので、現在、町の関係機関がやっております保健事業を主体とした予防事業が、もちろんプールがこの4月からオープンしておるわけでございますが、そのプールはもちろんのこと、各関係機関におきまして、具体的には転倒予防教室とか、易しい体操とか、そうした、他町と比べましても遜色のない形でのそうした予防事業が行われておりますし、新たにプールが活用できたことによって、そのメニューも多様化した形のものが今後ますます重要な部分になってくると思います。それと、今回の新しい制度の改革の中に新予防給付というのが、

議員も指摘されましたように、ございます。この新予防給付につきましては、介護度の軽い方、現在、本町の場合、要支援の方と介護度1の方が全体の約46.6%の方が対象になってまいります。そうした中で、介護認定審査会におきまして、この方は新予防給付として、筋力トレーニング等を使ったメニューによりまして新たに自立度を高めたりという方につきましては、そうした中でデイサービスでそうしたサービスを使っていたかということを含めまして、新たな自立を求めた中で少しでもサービス費の抑制を図って保険料の負担を軽減するというふうな流れの中でそうした介護予防に重点を置かれておりますので、こうした従来からの事業も含めて来年4月からの事業には推進してまいりたいと思っております。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）定数内職員と定数外職員のバランスというご質問でございましたけれども、これまで本町につきましては、職員については従来から職員の縮減に向けて過去平成6年あたりから順次取り組んできたところでございます。その中で定数外職員、いわゆる臨時・嘱託職員とのバランスでございますが、これについては単に、例えば職員2人に1人という配置の基準ではなくて、その職場の実情であるとか、業務の内容であるとか、そこにおけるそれぞれの責任の度合の問題などを勘案しながら配置をしていきたいというふうに考えておりますので、また、職場によりましては短期勤務時間のみで済むような職場もございますので、そこらあたりは先ほど申したような実情を踏まえて対応をしてまいりたいと思います。

それから、いわゆるパート職員等の社会保障の問題については、これまでも法に則り対応してきたところでございますので、今後についても社会保障制度を充分活用していきたいながらパートの処遇を考えていきたいと考えております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西のまちづくりに対する東の整備したときの影響なんですけれども、まだ東地区整備について具体的に話が煮詰まっておりません。しかしながら、今言われた駐車場問題、環境問題、下水道問題につきましては、西の地区の方とも密接に関係しております。そういう中で情報というか、西の地区の方も含めてまちづくりを考えていただきたいというふうに思っております。

次に、予算の問題ですけれども、これについても先ほど東地区の具体性がないということで、現時点において財政にどのような影響があるかということについてははっきりと

明確な答えは持っておりません。まちづくりを話し合う中で皆さんと明確になってくるものと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間がせっぱ詰まったので、まとめ的に3つの問題、大きな問いに対して簡単に結論だけを答えていただきたいと思います。1番の福祉・厚生事業等についてのその2のバリアフリーの関係です。エレベーターの設置のことについて、先日の8月9日の中国運輸局鉄道部で私は質問いたしました。それは、まず、今、町長にいろいろ回答いただいた中で、J R 立体交差事業との関連からどうなのか。それは減価償却との関係もあるでしょうけれども、二重投資になる、要するに完成がいつになるかわからないから、不透明だから二重投資になる可能性があるというようなことで運輸局の方も言っているわけです。第1点はそういう質問をしたら、今までと同じような、ここで聞いたような話をしていました。それでは、J R 立体交差とは関係ない何かいい案があるのかということに対して質問をしたわけです。そうしますと、今、建設部長がおっしゃったような基本構想とか、協力してということとか、公共事業交通特定事業計画の話も出たわけです。それとは関係なしに何かいい方法がないかということに対しては、交通バリアフリー法の施行規則第1条に旅客施設の大規模な改良というのがあるんですね。それは法の条文にもいろんなことの規定がございます。それで、旅客施設の大規模な改良だったら、該当すれば補助金を差し上げられて、できますということだったんです。単純に喜んだんですけれども、その旅客施設の中に、今申し上げた2条の9項の定義の中にエレベーターとかエスカレーターが入っていないんです。結局だめだということなんです。それで、またもとに戻って、J R の立体交差事業のことで解決せざるを得ないという結論なんです。そういうことで、要するに今日いろいろ質問申し上げた努力義務、それから移動円滑化基本構想、公共交通特定事業計画、これらのことについて町長はもうこれは全く関係ないんだと。こんなことは関係なくて、J R 立体交差事業の方の関係でエレベーターが設置できるというように考えておられるのかどうかということです。

それと、2番目、行革の問題。6月中旬に作成予定だった海田町行革実施計画書が3カ月近くおくられているわけですね。これは重要なことなんですけれども、なぜこんなにおくれたんでしょうか。重要な事項を検討するために検討期間を設けて何かいろいろおやりになったのかどうか。要するに、町長は今回の行革の核になるといいますか、目玉になるというのは何であると考えておられますか。それだけで結構です。

それから、3つ目の区画整理事業等ですけれども、今の時点で町長が単独町政の町長として行革にも取り組んでおられるわけです。それで、今までの区画整理事業、実施計画、事業決定、それを盾にやっぱりやるべきなんですか、本当に。本当にできるんでしょうかということなんです。今のいろいろ財政負担が大変で。やることは別に反対しません。ですけれども、本当にできるんでしょうか。それでやって、本当に経済効果といえますか、これをやったらどのぐらいの経済効果があると思込んでおられるのか。その3点、もう時間ありませんから、取りまとめて、どういう考えなのかだけお聞かせください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）エレベーターの件でございますが、運輸局の方へ勉強に行かれていろんな知恵を拝借しておられて、いろいろとアドバイスいただいておりますが、これもＪＲという大きな組織があるものに対して設置をさせていただく。そのためには今、バリアフリー法で適用する補助とか何とかといういろんな形で、使えるもの、もらえるものはしっかりもらいたいというのが基本です。ですが、それに適合するか、しないかの問題については、海田町の置かれる立場というのを十分に精査して調べて、それに対抗して、とにかくつくりたいというのは一番です。1基でも早く皆さんのお役に立ちたいということで。それで、耐用年数が大体15年ぐらいの周期でもうだめになるというようなことも聞いておりますが、そこらを含めて、とにかく1基でも早くして皆さん方に使っていただきたいというようなことに対しての考え方には間違いありません。

それから、行財政改革の目玉は何かといたら、目玉は、最初から話をしていますように、最小の費用で最大の効果を上げるのが行政改革の基本でございます。それをあらゆる面で、今までやってきたことに対しての精査をしながら、審査をしながら、そしていろんな知恵をかりながら、活性化委員会等も含めた意見を聞きながらやっていくのが行政改革の目玉だというふうに思っております。

次に、駅前南口は何でどうしてもやるんかという話ですが、海田町は、皆さんご承知のように、とにかくＪＲを中心として栄えたまちというのは我々も自負しております。そのためにも、駅前があのもままでいいんかということをもう1度考えていただいて、どうしたらそれが活性化できて、どのようなまちづくりができるか、これを基本に返っていただいて、駅前開発は絶対にしなくては行けないと、こういうふうに考えております。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）先ほどちょっと触れましたけれども、確かに実施計画の策定がずれ込んでおります。先ほどの内部調整に非常に時間がかかったということもございまして、本部会につきましてもそれぞれの個別の課のヒアリングと同時に、それを取りまとめながら、さらにそれを集約した形の中で、町長も含めた本部会議の専門部会もそれぞれの部ごとに開きながら調整を進め、なおかつそれから整理統合をしていくというふうな作業でございますので、非常に時間がかかったと。それは言い訳になってしまふんですけれども、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）指名はしますが、すぐ時間は来ますよ。桑原議員。

○6番（桑原）今、町長、近いうちに……。

○議長（原田）発言を制止します。

この際、暫時休憩をいたします。再開は3時30分。

~~~~~○~~~~~

午後3時00分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。5点について質問をいたします。

まず、耐震診断について。これは昨日の台風被害、これとも同様なことが言えると思うんですけれども、昨今の地震は規模が大きく、広範囲に被害が広がっております。震源地に遠く離れていても、古い木造住宅が倒壊いたしました。静岡県では既存の民間住宅の耐震診断及び耐震修繕の実施を促進することにより、地震発生時における建物の倒壊などによる災害を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として既存の住宅耐震診断事業を進めております。前回の質問では、援助の対象が個人財産の保全だと考えれば、行政からの援助はなじまないとのことご回答でした。しかし、自然災害は未然に防ぐことはできませんが、事前の防止策を講じて被害を最小限にとどめることは可能だと考えております。住民の生命、財産を守るという自治体本来の視点から考えれば、当然耐震診断などの事業は積極的にすべきです。町内の全住宅を対象にしてほしいと申し上げているわけではありません。一定の条件をつける、例えば、以前から言

っておりますが、30年を超える木造家屋などで倒壊の危険性のあるのもやブロック塀などを指して診断したらどうかということです。そこで、以下の点をお尋ねします。

1、住民の生命、財産を自然災害から守るのが自治体の役割ではないでしょうか、お伺いいたします。

2、無料耐震診断が財政的に困難であれば、低料金で診断が受けられるよう、信頼ある地元建築業者などにも相談し、検討すべきではありませんか。

3、宮城県の地震では新築の屋内プールの天井が落下しました。海田町の場合は点検済みだと思いますが、結果はどうでしたか。

4、避難場所の耐震診断はされましたか。その結果はどうでしたか、お尋ねいたします。

2番目に、厚木基地のNLPの岩国基地移転について。米軍厚木基地の空母艦載機部隊とNLP（夜間離着陸訓練）を米軍岩国基地に移転させる構想があります。周辺の市と町では岩国基地NLP移転反対期成同盟を結成しております。米軍の低空飛行訓練は三次などの山間部で行われており、広島の上空でも確認されております。また、米軍ヘリの不時着は一般の住宅地にも及んでおります。その上、物すごい騒音で、厚木基地周辺の住民運動により追い出されたNLPが瀬戸内海を飛び回るなど、絶対に容認できるものではありません。海田町においてもこうした被害を受けることも予想されます。そこで、質問いたします。広島県知事も反対の表明をしておりますが、NLPの岩国基地移転についての町長のご見解をお尋ねいたします。

3番目に、介護保険事業計画について。特別養護老人ホームなどの施設入所者から居住費、食費をホテルコストの名目で全額徴収し、軽度者が利用する訪問介護サービスを制限する介護保険法がさきの国会で改正されました。10月からは居住費、食費が全額徴収され、年金を上回る負担となり、金の切れ目が介護の切れ目となる人もいるということです。そこで、質問いたします。

1、町として住民にどのような介護サービスをどれだけ提供するか、自治体の介護保険事業計画はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

2、自治体が高齢者の生きる支えとなっている介護サービスを取り上げるようなことがあってはならないと考えますが、いかがでしょうか。

4番目に、国民健康保険、介護保険料の引き下げ、減免について。国民健康保険税、介護保険料の負担は失業者や高齢者にとっては大きな負担となっております。国保は零

細企業や農業従事者、失業者、高齢者などが加入しておりますが、景気が回復したという大企業はともかく、労働者には依然として高い失業率が継続しているという現状を見ますと、景気の回復は当分望めそうにはありません。所得の低い人が人間らしく生きる生活水準が維持できなくなってしまう。そこで、お尋ねいたします。

1、国民健康保険に加入している人の収納率は何％になっているのでしょうか。

2、払っていない人のうち悪質滞納者とみなされている人は何人いますか。

3、悪質でなく、払いたくても払えない人の納付相談はどのようなになっているのでしょうか。

4、国民健康保険税、介護保険料が支払えない人に、本人が申請すれば一定の条件をつけて減免または免除をする制度はできないのでしょうか。

5番目に、これは今朝の行政報告にもあったんですけども、町内循環バスについてお尋ねいたします。循環バスについて、これからも継続してほしいという要望がたくさん出されております。

1、町内循環コミュニティバス検討委員会の討議状況はどうなっているのでしょうか。

2、試験運転中の利用状況やアンケート調査の結果をお知らせください。

3、運行継続の可能性はどのようでしょうか。いつから本運行をされるのか、お尋ねいたします。

4、継続するのであれば、経路や便数、料金などについてお知らせください。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に対して答弁をさせていただきます。まず、耐震診断についての質問でございますが、1点目につきましては、議員ご指摘のとおり、住民の生命、財産を自然災害などから守ることは自治体の大きな役割の1つであることは十分認識しております。町といたしましては、河川や水路の改修、危険箇所のパトロール、あるいは自主防災組織の育成強化や防災意識の啓発など、町全体にかかわる部分について取り組んでいるところでございます。

次に、2点目でございますが、耐震診断について、町として特定の業者と提携や斡旋を行うことは考えておりませんので、業者の説明や内容をよく聞かれて、住民の方々それぞれの判断で業者を選定していただきたいと考えております。なお、広島県では、住民の皆様からの耐震診断の相談に対して、特定の業者ではなく、社団法人広島県建築士

事務所協会を紹介されております。

地震に対するプールの天井はどうかとのご質問でございますが、宮城県沖地震後、福祉センターの点検を行いました。国が示している基準では、天井と屋根の間が1.5メートル以上の場合にはつりボルトの補強を行うことになっておりますが、福祉センターのプールの天井と屋根の間は0.8メートル程度で、国の示す基準以下であり、現在の基準では耐震補強は必要ないと考えております。なお、今後、国から事故に対する点検等の情報が送られることとなっております。引続き状況の把握に努めてまいりたいと思います。

4点目の避難場所の耐震診断につきましては、避難場所に指定しております27施設のうち、町の施設が20カ所で、町以外の施設が7カ所でございます。町施設20カ所のうち、耐震調査の対象となる昭和55年以前に建築された建物は12施設でございます。その中で耐震調査済みの施設は7カ所でございます。なお、調査した結果につきましては、補強工事が必要であるという結果でございますが、今後、町の財政状況を勘案し、補強工事について検討していきたいと考えております。

続きまして、NLPの岩国基地移転についての質問でございますが、米軍の厚木基地における空母艦載機の夜間離着陸訓練、いわゆるNLP問題は、山口県の岩国基地に移転ということで、2年前に広島県の大黒神島の一部がその候補地に挙げられ、大きな波紋を呼んだものと理解しております。これまで岩国基地所属の飛行機による中国山地での低空飛行が目撃され、その騒音が社会問題化される中で、その回数や実施時間がさらに増えていくことは反対をしていきたいと考えております。

介護保険事業計画でございますが、1点目の介護保険事業計画につきましては、平成18年度から21年度までの保険料額の決定等を含めた内容であります第3期介護保険事業計画は、介護保険事業運営委員会での審議を重ねながら現在策定中でございます。この計画の作成には、過去3カ年の介護サービスの給付実績を分析・評価、高齢者人口の将来予測、あるいは被保険者等への意識調査の実施、さらに今回の介護保険法の改正による新たな介護サービスの見込み量に從來からの介護保険制度における居宅及び施設サービス費等を総合的に勘案するものであります。

次に、2点目の介護サービスを自治体を取り上げるとのご指摘でございますが、平成17年10月及び18年4月からの介護保険制度改正等により、個々の介護認定者にとってはさらに充実したサービスプランの作成及びサービスの提供により、自立度が高められ、介護度の軽減が図れるなど、認定者には生きがいのある生活が取り戻せる内容となって

おります。こうした結果により、保険給付費の抑制が図られるものと考えております。

続きまして、国民健康保険税、介護保険料の減免についての質問でございますが、まず、1点目でお尋ねの国民健康保険税収納率は、平成16年度現年課税分が91.39%、滞納繰越分が7.33%となっております。

次に、2点目は悪質滞納者とみなされる人は何人かということでございますが、悪質滞納者の定義は難しいところですが、ある程度所得がありながら、納付相談にも応じない世帯は17世帯でございます。

3点目の納付相談につきましては、臨戸徴収や被保険者証更新時の納付相談のほか、休日や夜間の相談日を設け、滞納世帯の状況把握に努め、状況に応じた納付計画を立て、分割納付をしていただいております。

次に、国民健康保険税・介護保険料の減額・免除についてでございますが、それぞれ条例などにより減免規定が設けられておりますし、国民健康保険税につきましては所得に応じて軽減制度もあります。また、介護保険料につきましては、今回の介護保険制度改正により、低所得者に配慮して、これまでの所得区分をさらに細かく柔軟に設定できるようになっております。これらに加えて新たに減額または免除をすることは全体の保険税率等の引き上げにもつながるもので、適当ではないと考えております。引続き、納付困難な被保険者につきましては、相談等により個々に応じた適切な対応に努めてまいります。

町内循環バスについてのご質問でございますが、1点目のバス検討委員会の状況につきましては、7月22日から8月23日までの間に3回の委員会を開催し、第1回の会議では継続運行の可能性について、また第2回目以降の会議では今後の運行ルートや運行時間帯等、さらに次回のアンケート調査の内容について議論していただきました。この結果、委員会の主な結論といたしましては、実験運行を再開し、毎日運行とする。ルートについては現行のルートとするが、停留所を増設するといった内容となっております。

次に、2点目の利用状況やアンケート調査の結果でございますが、まず、利用状況につきましては、5月9日から7月10日までの45日間の運行で、総乗客数は3,945人、このうち有料乗客数は3,635人となっております。なお、1日平均では約88人、1便当たりでは11人の方々の利用がありました。

アンケート結果でございますが、アンケート回収総数は286件で、主な内容は、今後とも循環バスを利用するとの回答が271件、毎日運行してほしいとの要望が181件などとな

っております。その他、停留所の増設や運行ルート、便数等について多くの要望や意見をいただいております。なお、これらの要望等についてはできるだけ反映できるよう、検討委員会で十分議論していただいたところでございます。

運行継続の可能性はどうか、いつから本運行するかとの質問でございますが、行政報告で申し上げましたとおり、アンケート結果や検討委員会での結論を踏まえ、11月1日から第2期の実験運行を再開しようということになり、今議会に補正予算を提案したところでございます。なお、本運行につきましては、実験運行に係る国庫補助金の対象期間が運行開始から2カ年となっている関係から、今年度及び来年度の利用実績等を踏まえ、再度検討委員会等で議論していただくなど、遅くとも平成19年度の予算編成時期までには本運行に移行するかどうかの結論を出していきたいと考えております。また、今後の検討委員会では、先般の第3回委員会で内容を検討していただいた次のアンケート調査により、住民の方々の移動の実態や交通の潜在化の要因等の調査を行うとともに、各種の意向調査や満足度調査等いろいろな角度からの検討を行い、よりよい運行形態となるよう審議していただきたいと考えております。

4点目の運行ルートや便数、料金等についてでございますが、1点目でご答弁申し上げました検討委員会の結果を踏まえ、運行ルートや便数、料金につきましては前回と同様としておりますが、運行日につきましては、年末年始を除き、毎日運行としております。また、停留所につきましては、アンケート等で要望の多かった栃木橋等3カ所を増設する予定で現在、警察等の関係機関と協議を行っているところであります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）再質問させていただきます。耐震診断のことなんですけれども、河川とか道路とか、そういうところはするけれども、やっぱり個人の住宅はしないということだったんですけれども、もちろんそれは最重要なんですけれども、個人の住宅そのものも、ほかのところはたくさん県や何かがしておられますから、ぜひともこれは、そう物すごく件数が多いとかというんじゃないですから。前回のあれでは、いろいろ町内をパトロールしよるから、それで大丈夫だというふうな答弁だったんですけれども、そういうのは安全のためのパトロールであって、安全というか、どちらかというと治安のような格好なので、個人のそういうのは全然対象外で、もちろん点検などはないと思うんです。昨日の台風もそうなんですけれども、物すごく不安が、特に、若い人はそうでもないんですけれども、古い30年ぐらいたった木造住宅というのはお年寄りのひとり暮らしの方

というのが結構おられるんです。そういうふうな方が対象になるんです。今、盛んにそういう方をねらって悪質なリフォーム業者が横行して、詐欺的なことで物すごく被害を受けておる。これはそういうふうなお年寄りの不安につけ込んでそういうことをやっておるんですよ。そういうのを町として、そうじゃなくて町独自でそういう制度をつくったりして、今の2番目の建築業者、町としてはそういうようなことはしないと言われたんですけども、町が海田町の建築業者なりそういうのを指定してやることによって、金銭的に、財政的にお金がかかるもんじゃないんですよ、これは。そういうことをすることによって、町が指定しておる海田町の業者だからというので信用があるんですね。そういう業者の人たちといろいろなことをタイアップしてやるということにしたら、幾らでもお金のかからないやり方というか、それはあると思うんです。そういう制度ができるかどうかということをお尋ねしておるんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに住宅事情の問題というのは全部個々に違うわけですね。そして、若い人と年寄りが同居しているとか、年寄り1人で大きな家に住んでおられるとか、非常に難しい問題じゃないかと思うんです。今おっしゃるような悪質な業者に対しての予防ですか、そういうことにはひとつ皆さんかからんようにというような、町としての指導はできると思いますが、町としてこの業者にどうということはないと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）これは、ほかの自治体はやっておるところがかなり多くあるんです。そんな特殊なものじゃないんです。ぜひともやるような方向でお願いしたいんですけれども。

それと、3番目の福祉センターのプールなんですけれども、天井との高さが80センチだから、この80センチというのと耐震診断の基準というんですか、それはどういうふうな関係、もし地震があったときの、この前あった落下のぐあいですね、そういうところは耐震診断で大丈夫かどうかということなんです。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）耐震診断、今の屋根の危険度の分ということでございますが、基準法に基づいてやっているものであれば大丈夫でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）基準法でやっていればというふうな言われ方をしたんですけども、それをやっているかどうかというのはどうなんですか。基準法でやっていればと言われたん

ですけれども。宮城のもそうなんですけれども、あそこもまだ建って1カ月とかそこらだっただけでああいうことがあったんですよね。それについて、ここの福祉センターのプールは調査されたと思うんですけれども。調査されたんでしょう。されていないんですか。まずそのところをお願いします。

○議長（原田）福祉センター所長。

○福祉センター所長（飯田）お答えいたします。8月末に地震がありまして、8月末に天井裏をはぐりまして、点検孔から検査をいたしました。先ほど町長の方から答弁がありましたように、一応天井のすき間といいますか、天井と屋根の間が80センチでございます。それで、現在の基準では、一応天井のすき間が1.5メートル以上あれば、触れどめの金具をつけて天井を設けるような形になっております。それで、その形の中で1.5メートル未満でございますので、現在の基準では耐震補強が必要ないということで、福祉センターのプールは触れどめはやっておりませんけれども、一応安全ではないかということで確認をさせていただきました。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この問題は以前、4月ですか、いすに座っておられる方が転倒して骨折をされた。こういうふうな問題も以前ありましたからね。物すごく新しい施設で、あれも普通私たちの常識では考えられないような事故だったので、何かちょっと不信感みたいなものがあるんです、私としては。そこのところでお聞きしておるんです。大丈夫だと言われるんだったら、それは大丈夫だと思うんですけれども。

それと、避難所の耐震診断や何かで、実際に避難箇所に指定をされておる場所が何かあるんですけれども、その耐震診断はどういうふうになっておるかというのをお願いいたします。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）避難場所の耐震診断につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、避難場所に指定しております27施設のうち、町の施設が20カ所あります。町の施設20カ所のうち、耐震調査の対象となります昭和55年以前に建築された建物が12施設で、そのうち耐震調査済みの施設が7カ所でございます。耐震診断についてはそのような状況でございます。それで、耐震調査の済んだ7カ所については補強工事の必要があるという結果が出ております。これのうち、既に耐震補強の済んでおりますのは海田中学校の体育館のみで、あとの施設につきましては耐震補強工事を完了しております。

ん。海田公民館につきましては平成18年度実施の予定で現在進めております。以上です。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それじゃ、5カ所がまだということですか。それと、特に大きな地震があった場合、当然余震もあるんですよね。それで、まだ耐震診断して補強されていないというところも、例えば避難をされた場合、危ないから、そこに入らずに外で避難をするということも十分考えられると思うんですけども、極力そういうことがないように、予算的にもいろいろかかるわけでしょうけれども、極力早くそういうふうな補強工事をするようにお願いいたします。

それと、NLPの問題なんですけれども、町長は反対されるということだったんですけども、やはりこの問題は物すごく大きな問題だと私は思うんです。今度、選挙がありますけれども、この後、今度は憲法を変えるというふうな問題も出ていますからね。海田には自衛隊の13旅団もあると。これは密接に岩国の基地とか全部関連しておりますからね。それで、この前、沖縄でヘリコプターが墜落したと。そういうのもやはり、今あそこの岩国基地で2万回ぐらいの騒音の検査をしよるらしいんですけれども、厚木のあれが来たら、さらにあそこでは3万幾らぐらいやったから、今度は6万回ぐらいやると。日に直すと200回ぐらいの騒音のいろんな調査をしておると。そういう状況ですから、特に夜間ですから、この辺も実際に被害というか、騒音被害を受ける可能性が物すごく高いと思うんです。ただ騒音被害じゃなくて、飛行機がいろいろと、飛行機の事故とかそういうのがありますから、ぜひともこれは、特に広島市なんかは物すごく反対しておりますから、周辺と一緒に期成同盟会などにも入られて、どんどん移転に反対をしてほしいんです。

それと、介護保険なんですけれども、今度の介護保険の改定でやっぱり一番大きなのは、食費とか住居、ああいうのがかかって、いわゆる施設の入居者の人は年金の額よりもそういう経費が多くなるということだと思うんです。だから、入れなくなるんですよ、お金がないから。そういうことに対して自治体としてどういう施策をとられるのかというのをお願いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）介護保険計画の中のご質問でございますが、具体的に今、岡田議員が言われたのは施設給付の食費と居住費の関係じゃないかというふうに思います。そうした中で、これは10月から一応開始、スタートする形になりますので、特に低所得者

への過剰な負担を軽減するために、所得に応じまして補足的に給付されます特定入所者介護サービス費の創設が今回の改正の中に入っております。具体的には、1つ、所得の段階的に申しますと、第1段階の方から第2段階、第3段階の方に応じまして、それぞれ施設給付費と食費を補足的な形のもので、保険で賄うという形になっておりますので、そうした急激な負担を緩和する対応は今回の介護保険特別会計の中の補正予算にも組み入れた形でご提案させていただいておりますので、そうした形の中で低所得者の方に対しては十分対応が図れるものと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それと、介護保険の事業計画、これは4月だと思うんですけども、これはどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）現在、先ほど町長も申しましたように、平成18年度から平成21年度までの介護保険料の額を、決定を含めまして現在策定中でございます。これはあくまでも3年間、または5年を周期としました、そうした高齢者の保健福祉計画もあわせて改定を行っておりますので、それは当然のことながら、現在の状況の中で、過去3年間のサービスの状況であるとか、将来的な高齢者の予測とか、今の制度的なものの推移等を含めまして、ある程度の3年間の見込みの量を設定しました中で介護保険料等の額を決めさせていただくということになりますので、いずれにしても、今までの15年度から17年度までの2期の介護保険事業計画に基づきました形での当然数字的なものがございまして、そうしたことを踏まえながら、また新たな制度的な改正もございまして、それを勘案しながら今そうした計画書を作成中でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この中で一番軽度の要介護1の方、これのサービスを切り捨てるというんですか、そして、今度は要支援1、2、こういうふうなところに切りかえるというふうな方針だと思うんです。そういうふうになったら、今まで使いよった介護サービスが使えなくなるという状況が出てくると思うんです。やはり国の施策だから、方針だから、法律が変わったから仕方がないというのじゃなくて、自治体として努力をしないといけないと思うんです。一番介護の多い方というたら、この軽度の方なんですよね。だから、そういう方をどうされるのか。今度の、明日になると思うんですけども、補正予算で住民税の分が出てくると思うんですけども、多分それもこれにかかわってくると思う

んですけれども、今まで負担をしなくてもいい世帯が、今度多分この条例が通ったら負担をするようになるという格好になってくると思うんです。そういう中で、やはり今からの高齢化社会に大きな問題になると思うんです。どうしても今の国の方針は、お金が足りないから、どんどんそういう軽度な人は切っていくとか、そういう方向になっておるんですけれども、そのところで自治体としてどうされるのかというのをお願いいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）具体的にご質問にもございましたように、訪問介護に関する内容のことを申し上げますと、現在の訪問介護の状況は、ヘルパーさんがご自宅に訪問されて、ある程度の介護度に応じましてサービスを提供させていただいておるという形の中で、本人がある程度できるものは一緒になってやることによって、今まで使われていなかった筋肉であるとかそういうものを使うことによって自立度を高めていただいて、より以上の自分が自立する生活の中での喜びをとということで、訪問介護等をなくするということじゃなしに、そうしたいろいろ5年間を経過した中で、少しでも自立度を高めるといのが今回の介護保険制度の大きな柱になっておりますので、そうした形のもので、特にサービスがなくなるというものとは私は理解しておりません。ただ、自立度を高めるために、より以上に、自分ができるとは自分でやっていただくということによって、ある程度のサービス費の抑制が図れるというふうに認識しております。それと、確かに今の市町村民税の非課税か課税かによってそこらの介護保険料に影響が出てくるのも事実でございます。国の方も現在そうしたことの緩和措置等を検討中でございますので、これはいましばらく私の方としましては状況を勘案させていただきながら、そうした急激な負担の増にならない形のものとして状況を見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今、家事支援サービスのことを言われましたけれども、私たちは、家事支援サービスを廃止する、そして今の筋力向上とか口腔ケアに移していくということは、結局はそういう軽度の人のサービスを切り捨てて、さらに今度はそういう人たちに大幅に負担を増加させる、そういうふうに思っておるんです。やはりそういう今の国の方針ではなくて、今までどおり使える制度とか、そういうのは自治体でやればできることはできるわけなんです。ぜひともそういう方向で進めてほしいんですけれども。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）桑原議員さんのご質問にもお答えしたとおり、確かに介護保険制度の中には、そうした今回の改正は自立を高めるということを重点に置かれた中でいろいろと制度改正が行われております。そうした中で、先ほど言いました訪問介護でもあれですが、例えば新予防給付、先ほど言いましたように、要支援の方と介護度1の方が、認定者の割合で言いますと約50%の方がいらっしゃいますので、国としましてもその50%の方の自立度を少しでも高めて、自分で生活ができることの喜びを感じていただくということで、いろいろ筋力トレーニングであるとか口腔ケアとか栄養改善とか、あらゆるメニューを用意した中で、被保険者の方に適したサービスプランが設定できるようなことでメニュー化されておりますので、こうした制度に基づきまして、町としてもそうした適材適所の対応できるメニューを、当然デイサービスとかそうした事業所でもそういうものはできますので、あわせて介護予防としましては、プールまたは各施設等で行っておりますそうした転倒予防教室とかというものをさらに充実させてやりたいと思いますし、介護予防の観点から申しますと、ご存じのとおり、今、瀬野川河川敷であるとかそういうところで皆さん自分の健康づくりのために日夜ウォーキングを楽しんで健康づくりをしていただいておりますので、そうしたこともやはりこうした介護予防につながるものと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）介護予防と言うたら聞こえがいいんですけども、結局私は、これは今までの介護保険サービスを使えなくして、そういう介護予防というふうな名前のところで自己負担をさせるという認識なんです。私はそういう認識ですから。

それと、健康保険税の減免制度はなかなかできないということなんですけれども、やはりこれは分納とかいろいろ個別に対応されるということなんですけれども、今まで払えない人はずっと払えないわけじゃないと思うんです。いろいろな、それこそ失業とか何かで1年間とか、そういうふうな期間を区切った中でなかなか納付が困難という方なんですから、そういう方に対してはやはり減免制度とか、そういう措置は必要じゃないかと思います。私がずっと前から取り上げておるのは、悪質とかそういう方ではなくて、実際に今、景気がいいといっても、それは大きな会社だけなんです。個人営業の方とか失業者の方というのはなかなかそういうわけにはいかないんで、そういう方で前年の収入に対してですから、それがいつまでもずっと失業者というわけじゃないですから、そ

の期間だけでもという中で減免措置とかそういうのができないかということはずっと主張しておるんですけれども、全くそういうような考えがないのか、それとも、よし、やろうじゃないか、ちょっとやってみようじゃないかというのがあるのか、その辺をお願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）国保税、介護保険料、それぞれ先ほど町長が答弁しましたように、減免制度を設けております。それ以外の減免については、これはお互いの相互扶助の精神のものでございますから、その中で賄うには保険料が高くなるということも考え合わせれば、なかなか難しいというように考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）保険料が高くなると言われても、最終的にはいろいろな払えない、不納欠損とかそういうので処理される格好になると思うんですけれども、そのところをいろいろ含めてなんですけれども。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）はっきり申し上げまして、不納欠損はかなりの額を欠損しておりますが、これが確実に入るとすれば、介護保険料の方は余り不納欠損はまだありませんけれども、保険税について税を下げることは可能であると考えておりますので、収納率の向上、またそれに伴う不納欠損の削減、それを一生懸命頑張っておるというような状況でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）では、循環バスのことについてなんですけれども、これは今日の行政報告とか9月号の「広報かいた」に載っておったんですけれども、試験運行を続けるということだったんですけれども、試験運行の期間というんですか、まず、期間はどれぐらいで、その試験運行の期間が幾らかあると思うんですけれども、その後は本運行ということだったんですけれども、続けてそういうふうになるのかどうかというのをお願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほどご答弁申し上げましたように、このコミュニティバスにつきましては国庫補助を受けるという決定をいただいております。この国庫補助の関係で、国庫補助の補助対象期間が実験運行の運行開始から2カ年という制約がございます。で

すから、2カ年間については実験運行ということでございます。すなわち今年度と来年度については実験運行という名目で運行させていただきます。最終的にはその結果を見て平成19年度に本運行に移行するかどうかを予算編成時期までに決定したいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この運行本数というか、時間とか、こういうのはもう正式に決まったんですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）運行本数、時間帯につきましては、検討委員会で検討していただいて、最終的にその検討結果を尊重するという形で今回、補正予算をお願いしているところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）その詳しいこと、そういうのは出してはもらえないんですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在、運行ルートは現在と同じルート、運行本数についても同じ1日8便ということにしておりますが、停留所につきましては今、3カ所の新規の停留所をつくろうということで警察と協議しているんですが、それが最終的にまだ関係機関との協議が済んでおりませんので、それが済みましたら、運行ルート、時間等について、前回と同じようにリーフレットなりパンフレットをつくって最終的に全戸配布していきたいと考えております。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時15分 延会